足立区教育委員会会議録

会議名	平成３１年第３回足立区教育委員会定例会		
開会月日	平成３１年３月１５日（金）	場所	教育委員会室
会議時間	（開会）午前・[午後]　３時００分　～　（閉会）午前・[午後]　３時４４分		
休憩時間	①（休　憩）午前・午後　時　分　～　（再会）午前・午後　時　分 ②（休　憩）午前・午後　時　分　～　（再会）午前・午後　時　分		

委員の出席						
	教育長	定野　司	出席	委員	葉養正明	出席
	委員	小池康之	出席	委員	浅井えり子	出席
	委員	河本孝美	出席	出席者5名、欠席者0名		

出席説明員					
荒井　広幸	教育指導部長	出席	鳥山　高章	子ども家庭部長	出席
森　太一	教育政策課長	欠席	松野　美幸	子ども政策課長	出席
田巻　正義	学力定着推進課長	出席	森田　剛	子ども施設運営課長	出席
西貝　裕武	小中連携教育担当課長	出席	菊地　崇	子ども施設入園課長	出席
小坂　裕紀	教育指導課長	出席	渡邉　勇	青少年課長	出席
半貫　陽子	就学前教育推進課長 子ども施設指導・支援担当課長	出席	川口　真澄	待機児対策室長	出席
山村　研二	教育改革担当部長	出席	會田　康之	子ども施設整備課長	出席
宮本　博之	学校運営部長	出席	臺　富士夫	待機児ゼロ対策担当課長	出席
古川　弘雄	学校支援課長	出席	上遠野　葉子	こども支援センターげんき所長	出席
五十嵐　隆	学校適正配置担当課長	出席	門藤　敦良	支援管理課長	出席
渡辺　隆史	学校施設課長	出席	楠山　慶之	教育相談課長	出席
櫻井　健	学校改築担当課長	出席	高橋　徹	こども家庭支援課長	出席
吉尾　文彦	学務課長 おいしい給食担当課長	出席	秋生　修一郎	地域のちから推進部長	出席
伊藤　良久	生涯学習振興公社事務局長	出席	濱田　良光	地域文化課長	出席
菊池　正美	生涯学習振興公社学習事業部長	出席			

書記		
秋元　康裕　教育政策担当係長	佐々木　直　教育政策担当係長	野口　晋平　教育政策担当係長
遠藤　鉄也　教育政策担当主任	肥高　浩二　管理係長	

傍聴人	0名

会議した議題
別紙、会議次第の通り。

平成３１年３月１５日

第３回足立区教育委員会

午後３時００分開会

○教育長　お待たせしました。ただいまから本年第３回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は、定足数であります。よって、会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

◇

○教育長　初めに、会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に葉養委員、河本委員をご指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第１、第６号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１、第６号議案「足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」以上。

○教育長　第６号議案について、宮本学校運営部長から説明をお願いいたします。

学校運営部長。

○学校運営部長　お手元の資料３ページ、第６号議案説明資料をご覧願います。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

本議案は貸与型育英資金の連帯保証人について、一定の要件を満たした場合は年齢要件を緩和することができるようにするための規則改正でございます。

現在のところ、貸付型の育英資金は２人の連帯保証人が必要となっており、そのうちの１人は奨学生の保護者で可としておりますが、もう１人の連帯保証人は奨学生と別世帯で、自己の収入により独立した生計を営み、貸付期間の満了時において６５歳以下であるという要件を満たさなければなりません。

しかしながら、高齢化の進展など社会情勢の変化に伴いまして、当該年齢要件を満たす連帯保証人を見つけることが困難になりつつあります。

そこで、日本学生機構奨学金の保証人と同様の要件を満たした場合には、６５歳を超えた連帯保証人でも認めるという規則改正を行うものでございます。

６５歳を超えた連帯保証人を認めるのは、資料の２のアからウまでに記載したとおり、一定の資産や所得のある場合に限定いたします。

施行年月日は平成３１年４月１日でございます。

説明は以上になります。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６号議案について、ご意見ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いします。

何か質疑はありますか。

学生支援機構も、この保証人の要件を改めて機関保証にという流れもあるようですけれども。いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これより、第６号議案「足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

◇

○教育長　次の日程第２、第７号議案ですが、事務局より取り下げる旨、申し入れがございました。都合により取り下げたいと思います。よろしくお願いいたします。

◇

○教育長　次に、日程第３、第８号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第３、第８号議案「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第８号議案について鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　資料の１２ページを見ていただきたいと思います。件名、所管部課名につきましては、記載のとおりでございます。

特別区職員労働組合連合会との交渉で妥結いたしました内容について、規則を改正するものでございます。

具体的な内容ですが、扶養親族の認定要件を年間１３０万円未満とすることです。ただし、経過措置といたしまして、平成３０年度末に年間１３０万円以上１４０万円未満で認定されている満６０歳以上の父母及び祖父母につきましては、平成３１年度に限りまして、年間１３０万円以上１４０万円未満と見込まれる場合は、扶養親族として認定する内容になっています。

施行年月日につきましては、平成３１年４月１日でございます。

新旧対照表につきましては１３ページのとおりでございます。

私からは、以上です。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第８号議案について、ご意見、ご質問がありましたら委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより、第８号議案「足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

◇

○教育長　次に日程第４、第９号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教区政策担当係長　日程第４、第９号議案「足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第９号議案について、宮本学校運営部長からご説明をお願いします。

学校運営部長。

○学校運営部長　資料１５ページの第９号議案説明資料でございますが、資料を差しかえさせていただきますので、誠に恐れ入りますが、本日席上にて配付いたしました㊙の表示のある資料をご覧願います。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

日光林間学園と鋸南自然の家は、児童・生徒の校外授業や夏季林間学園で使用するほか、その使用の目的を妨げない範囲で区民の使用を承認しております。

区民が使用する場合は、従来までは、まず抽選を実施して、使用申込者を定めて、申込手続をしていただき、その後、使用日の属する月の前月１日以降は施設の空き状況に応じて口頭による、つまり電話による申し込みを受け付けておりました。

しかしながら、聴覚障害者等への配慮が必要であることから、本議案は口頭だけではなく、ＦＡＸやＥメールによる使用の申し込みも可能にするものでございます。

規則改正に当たりましては、申込手段によって不公平が生じないよう、申し込み初日の受付開始時間は午前９時に統一しております。

施行年月日は、平成３１年４月１日でございます。

説明は以上でございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第９号議案について、ご意見ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。

いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、これより、第９号議案「足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則」を、採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長　次に日程第５、第１０号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第５、第１０議案「足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第１０議案について秋生地域のちから推進部長から説明をお願いします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長　お手元の資料２６ページをお開きください。第１０号議案説明資料になっております。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

中身でございますけれども、元号改正に伴って、様式に「平成年月日」と書いてあったところの「平成」を削除する。

もう一つ、申請書のところに「教育委員会　様」という敬称がついてございます。この敬称を削除することの２点でございます。

施行年月日は平成３１年４月１日になります。

私からの説明は以上です。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第１０号議案について、ご意見ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

元号が変わるたびに、全部変わるのだから、これだけではなく、もっとたくさん出てくるということですか、ほかにも。

教育指導部長。

○教育指導部長　次回出します。

○教育長　次回出てくるということだそうです。そうですよね、いっぱいあるはずだから。よろしいですか。

ないようですので、これより、第１０議案「足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長　次に日程第６、第１１号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第６、第１１号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第１１号議案について、秋生地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長　お手元、資料の５４ページをお開きいただきたいと思います。第１１号議案の説明資料です。

件名、所管部課名は記載のとおりでございます。

改正の中身ですが、１点目が先ほど同じように、様式で「平成」を削除すること。それから、敬称についてもこれを削除すること。

もう１つ、政治的な目的の利用について制限をしておりましたが、それを取ることになります。ほかのところでも既に行っているところはございますけれども、地域学習センターについてはまだその改正が行われていなかったので、その改正を行うことになります。

私からは以上になります。

○教育長　ただいま、説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第１１号議案について、ご意見ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。

何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより、第１１号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

○教育長　次に日程第７、第１２号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第７、第１２号議案「足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第１２号議案について、鳥山子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　資料の７９ページをお開きいただきたいと思います。

件名、所管部課名につきましては記載のとおりでございます。

第二日ノ出町保育園の民営化に伴います改正と、これまで民営化した園、それから公設民営園に切りかえました園につきまして、規則の改正漏れが明らかになりましたので、あわせて改正させていただくものでございます。改正が漏れておりまして、大変申し訳ございませんでした。

改正内容でございますけれども、延長保育、一時延長保育の分について、表に記載のとおりに加えさせていただくものと、そのほか、８０ページ、８１ページにございます新旧対照表のとおり削除等を行うものでございます。

施行年月日につきましては、平成３１年４月１日でございます。

説明は以上となります。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第１２号議案につきまして、ご意見ご質問がありましたら、委員のご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより、第１２号議案「足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

ここで秋生地域のちから推進部長、濱田地域文化課長については、退席させていただきます。

お疲れさまでした。

（退席）

○教育長　では、続けさせていただきます。

○教育長　次に、日程第８、教育長報告を議題といたします。

本日の報告は私から、平成３１年第１回足立区議会定例会での主な質疑に関する報告をさせていただきます。

今会期は２月２０日から３月１４日までの日程で行われました。

主な質疑をご紹介します。

最初に、不登校生徒の支援のための特例教室についてのご質問がありました。

不登校特例校と特例教室のご質問だったのですけれども、教員の配置形態が異なること、特例教室部分が法令上の学校ではなく、都の正規職員が配置されないことが大きな違いで、都費の非常勤職員や都の臨時職員を配置して特例校と同等の教育課程に基づき指導を行うということ。そしてその特例教室というのは、校内の体育館や校庭、各教室の利用、あるいは昼食提供が可能になるメリットがあるということで、区としては進めていくと答弁を差し上げています。

設置、開設は２０２０年４月を目標にしています。また本日、文部科学省を含めた検討会議を立ち上げまして、第１回を開催させていただきました。

その後、開設後の運用が特例校の趣旨に適合しているのかなどの検証結果を踏まえて、２０２３年度の特例校への移行を目指すという答弁を差し上げております。

それから、今年度からＮＰＯと連携した、居場所を兼ねた学習支援を中部地区に開設しましたが、「これをもっと増やしてほしい」と。「４つの拠点全てで実施すべきだ」というご意見がありました。これについては、来年度西部地区に開設を予定しております。この成果や課題を検証した上で判断をするという答弁を差し上げております。

また、別室登校についても、ご質問をいただいておりますけれども、今年度は別室登校支援を行っております中学校３３校のうち、１７校に臨時職員を配置している。今後は臨時職員を配置している学校数をさらに増やすため、従来の地域人材の活用に加え、あだち広報やホームページでの募集、大学での積極的な求人等を通じ、寄り添う支援ができる体制づくりをしていくという答弁をさせていただきました。

それからスクール・ソーシャル・ワーカーのご質問をいただきまして、現在中学校への派遣は週１回以上行われており、さらに支援が必要な場合は追加派遣を行っている。来年度はスクール・ソーシャル・ワーカーの常駐する箇所を、現在の１か所から３か所とし、学校や家庭への支援を強化する。ご質問は全ての中学校への配置ということだったのですけれども、そこまでは考えていないことをご答弁させていただいております。

あと、不登校に関して、すぐに悩みを聞いていただけるところがない。あるいは親同士が励まし

合える仕組みなどを構築すべきというご質問ですけれども、学校においては現在スクールカウンセラーが、保護者や子どもから、年間延べ約２万回の相談を受けており、学校以外においてはこども支援センターげんきの教育相談で、区内不登校の半数以上に当たる５８９件の不登校相談を行っている。引き続き、不登校への寄り添い支援の充実に努める。

また、親同士が励まし合う仕組みについては、来年度、不登校の悩みを持つ保護者を対象とした小規模でのセミナーの開催を予定しており、保護者同士の情報交換や、励まし合える機会を構築していくというご答弁を差し上げております。

次に、小・中学校の体育館の冷暖房設備の設置ということで、補正予算の中で新たに２校可決されておりますけれども、この２校の選定理由についてのご質問です。

既に予算計上をした第四中学校、３月１日に稼働を始めました。

区の体育館における一般的な構造である独立型鉄骨造でありますけれども、新たに予算計上した入谷南中学校は第四中学校とは異なり、校舎一体型鉄筋コンクリート造であることから選定した。もう一つの花畑北中学校は、大災害時のリスク分散のため、ＬＰガスを利用したエアコンを検証すべく、体育館の脇にＬＰガスのボンベを設置する場所がないといけないとか、敷地に十分なスペースがあることから選定したと、ご答弁を差し上げております。

今後のスケジュールですけれども、国や都の財政支援制度が最大限活用できる２０２１年度までの３年間で設置が完了できるよう計画を策定していくとご答弁させていただいております。

次に、児童虐待対策です。野田市の事件を受けて、政府の緊急総合対策、それから一斉調査などが今行われているわけですけれども、これについてのご質問です。

今回の事案を踏まえ、既に小・中学校、幼稚園、保育施設に対して、区で作成している児童虐待予防・養育支援マニュアルを再度配布し、児童の安全確認と虐待が疑われる児童の通告を依頼しています。

また、こども支援センターげんきでは、児童相談所における対応と同様に、児童虐待の指導をしているケースについて、緊急の安全確認を進めていますというご答弁をさせていただいております。

さらに、本日午前中、要保護児童対策地域協議会臨時代表者会議を開きまして、今回の野田市のケースについて課題、検討の共有。それから緊急点検の結果について共有させていただいているところであります。

最後に、４月からの改正出入国管理法で、外国人の子どもたちがたくさん入ってくると、日本語を解さない子どもも増えている。「どういう対応をとっていくのか」というご質問ですが、現在、日本語適応指導講師の派遣や日本語指導の加配教員の配置。また親子で学ぶ日本語講座などを実施しておりますけれども、指導員や通訳の人材不足、あるいは多国籍化が進む保護者との意思疎通、母国語が十分に身についていない児童への日本語指導などの課題があるといった上で、こうした状況を踏まえて、庁内横断的に連携し、必要な対応策について早急に検討するというご答弁をさせていただいております。

以上で、足立区議会第１回定例会での主な質疑に関する報告とさせていただきます。

それでは、次に報告事項に入ります。報告事項は５つあります。

（１）から（３）まで、小坂教育指導課長お願いします。

教育指導課長。

○教育指導課長　「教科書センターの移転について」ご報告させていただきます。８２ページをご覧く

ださい。

現在、こども支援センターげんき内に設置しています教科書センターは施設内での事務室の確保、また区民がより閲覧しやすい環境を作っていくという課題もありますので、そのため、８３ページ、８４ページのような協定書を取り決め、教科書センターを中央図書館へ移管させていただきます。

移転の年月日ですが、平成３１年４月１日。

移転する教科書ですが、１点目が、足立区で採択され、現在小・中学校で使われている教科書。２点目が、直近の採択の対象となった小・中学校の教科書。３点目が、現行の学習指導要領のもとで、足立区で採択され、小・中学校で使用された教科書を移転させていただきたいと考えております。

スケジュールにつきましては、３月中に協定を結び、その後中央図書館へ教科書を搬入させていただきます。その後、教育委員のみなさまに報告し、ホームページにて周知を行わせていただきたいと思います。

新たに採択が行われた場合は、教育指導課より対象本を送付し、展示及び閲覧をさせていただきたいと考えております。

なお、８５ページ以降ですが、中央図書館での保管、展示場所を掲載しておりますので、ご覧ください。

８５ページは、保管になります。８６ページは展示。こちらでは現在使用されているものを展示させていただき、あとは書架の中にしまい、閲覧という形になります。

なお、教科書ですので、貸し出しは不可としております。

続きまして、８７ページをご覧ください。「東京２０２０算数ドリル２０１９年度版の配布について」でございます。

東京２０２０組織委員会より、６年生宛てに算数ドリルを作成したということがございましたので、ご報告を差し上げます。

まず、１番です。「東京２０２０算数ドリル２０１９年度版について」です。

概要といたしましては、Ａ巻（オリンピック版）、Ｂ巻（パラリンピック版）を都内の全６年生に配付するというものでございます。こちらは問題を解くこと、８８ページ、８９ページに例示を載せていますが、例えば、身長１６１ｃｍの体操選手が鉄棒で円を描いたときの円の面積は幾らかとか、そういったものの掲載があります。

続きまして２点目です。８７ページにお戻りください。こちらはドリルについて、実践学習会を行うものでございます。こちらは都から指定がありまして、本区ではバレーボール選手がいらっしゃって、このドリルを活用した実践型算数教室を行うものでございます。１校と指定がありましたので、今日までで区内の小学校に募集をかけたところ、幾つか挙がったのですが、足立区立千寿本町小学校に決定をさせていただきました。こちらは１２月に開催される予定です。

また、ドリルにつきましては、間もなく配付を開始して、４月からは使えるようになるということでございます。

続きまして、９０ページをご覧ください。平成３１年４月１日付教育管理職の異動内示について、ご報告させていただきます。

１は、小学校でございます。再任用を含め内転、昇任、転入者ですが、校長先生は３１名、副校長先生が２３名。区外への転出は校長先生が５名、副校長先生が１７名、退職は校長先生が４名、

副校長先生が２名おります。

２は、中学校です。こちらも再任用、内転、昇任、転入を含め、校長先生が１９名、副校長先生が１５名という形になります。区外への転出は校長先生が２名、副校長先生が３名、区外への転出降任は副校長先生が１名、退職につきましては、校長先生が３名おります。

こちらは、本人内示ですので、今後４月１日に辞令伝達式を行う流れでございます。以上です。

○教育長　次に（４）について、渡辺学校施設課長お願いします。

学校施設課長。

○学校施設課長　９１ページをご覧ください。

「区立中学校における事故に関する損害賠償について」でございます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

区立栗島中学校で発生いたしました下記の事故について、示談が成立したので、ご報告いたします。

事件発生日時、平成３０年１０月１日午前３時ごろ。

事故発生場所は、区立栗島中学校東門前道路（補助第２５６号線）という名称がついています。

被害者は、足立区栗原在住の方です。

事故の概要、区立栗島中学校東側に隣接します一方通行道路、こちら被害者が自家用車で走行した際、当時台風２４号の暴風によりまして、本件道路まであおられた同校の防球ネットが当該車両に接触し、左後方の窓及び車体に傷がつきました。

示談成立日でございますが、平成３１年２月１４日。

示談の内容につきましては、区は被害者に対し、当該車両の修理費として１９０，４１１円を支払うことでございます。

今後の方針ですが、本件事故が特別区自治体総合賠償責任保険の対象となるか否かについて、区の顧問弁護士において保険会社と協議中でございます。以上でございます。

○教育長　次に（５）について、高橋こども家庭支援課長お願いします。

こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長　別紙の資料、教育委員会報告をご覧いただきたいと思います。「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検等について」でございます。

今般、野田市の事例を受けまして、内閣府、文部科学省及び厚生労働省連名の標記の事務連絡が、東京都教育庁、福祉保健局等の関係課長経由で区の担当所管課にございました。

各関係所管課で点検いただきまして、その結果をとりまとめたものでございます。

まず、１番の緊急点検の概要でございます。

１点目は、学校・幼稚園・保育園等による在籍児童の緊急点検でございます。公立小・中学校、幼稚園、保育所等に在籍している児童、児童発達支援等サービスを利用している児童のうち、２月１日から１４日までの間、一度も登校・登園していない児童をまず把握し、その子たちについて、家庭訪問等により面会するものです。

２点目は、児童相談所とこども家庭支援課において、虐待ケースとして対応しているケースについての緊急安全確認です。虐待を主訴とした在宅指導中のケースについて、こちらについては直接面接、または関係機関による安全確認で、虐待状況などがないかどうかのヒアリングを実施するものでございました。

２番が、点検結果でございます。

１点目が、学校・幼稚園・保育園等による在籍児童の緊急点検結果というところで、数字につきましては、各施設の数字の表記のとおりでございまして、全体で１５９名の児童が２月１日から１４日まで登園、登校していないという中で、最終的に会えなかった児童数が小・中学校、保育園で５９名いる状況でございました。

会えなかった状況でございますが、不登校等の状況にあって、いわゆるメンタル的なケアの配慮が必要だという状況の中で、継続的にアプローチしている児童や、あとは海外へ出国している児童だとか、里帰り出産で一緒に他自治体にいる児童等というような状況でございました。

続いて２点目、こども家庭支援課による児童虐待ケースについての緊急安全確認でございます。

２月１日現在で、私どもの対象児童数３４４名でございまして、この子たちの面接等を行った結果でございますが、確認できなかった、会えなかった子が８名いる状況でございます。その中の内訳でございますが、次のとおりです。医療支援につなげる予定の、今引きこもりの状況にあるような児童が１名。あと、所在調査中の児童が４名。継続的にアプローチしている児童が３名という状況でございます。

総合的になのですが、野田市とか目黒区の事例のように、一時保護から帰ってきたりとか、あとは児童虐待の通報が繰り返されていたりするというような事例について全件確認いたしましたが、そのような事例はなかったことを申し述べさせていただきます。

今後の方針でございますが、会えなかった児童へのアプローチを継続するとともに、特段の配慮が必要な児童につきましては、医療支援などにつなげるべく対応してまいります。

私からは以上でございます。

○教育長　ただいま所管から５件、報告がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何かありますか。

葉養委員。

○葉養委員　最後の「児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検等について」ですけれども。これは細かい話なのですが、言葉遣いが、保育園のところが「児童」になっていますが。この保育所とは、学校教育法上、児童ではないし。児童福祉法だと「児童」という概念が１８歳まで。法令によって、違うのですけれども、言葉遣いを検討していただいたほうがいいのかなと。少し違和感を持つ面があるので。

あとは、「こども」という概念も、文教大のアドミッション・ポリシーとか、今見直しをしているのですね。その時に、「こども」という言葉遣いを漢字で「子」と「供」という漢字で表記する案が出てきたときに、教授会で意見を言ったのですけれども、教育学者の立場で言いますと、語源的に言うと「こども」というのは「自由な者」というところから出発している面がある。ところが、こどもの「供」を漢字表記にしますと、「供」というのは「つき従う者」という意味合いがあるのです。ですから、教育学者なんかだと、こどもの「ども」は、ひらがな表記するというのが、結構あるのです。

ですから、その話はしたのです。ただ、文科省の中では、２０１３年６月に下村文部科学大臣の指示があって、「子供」と。ひらがな表記を漢字表記に統一するようにという指示が出たという経緯があって、それで、マスコミなんかも漢字表記に切りかえてきているのです。

ただ、法令的に言うと、ひらがな表記も結構残っていたりとか、厚労省のいろいろな資料はひら

がな表記が多いのですよね。

だから、言葉遣いも、人によっては非常に違和感を持ったりとか、そういうのもちょっと。細かい問題ですが、表記を報告事項ですから、議事として評決したわけではないので、ここら辺も見直せれば見直していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長　こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長　恐れ入ります。葉養委員のおっしゃるとおりでございました。

「児童」というのは、私ども１８歳まで全部「児童」と一括りで考えて、このように表記しております。皆様に誤解を招かないように考えていきたいと思っております。今後につきましても、組織内で今の時代に合った状況を踏まえながら、考えていきたいと思っております。

○教育長　葉養委員のご発言にあった「こども」については、議会でもいろいろと話題になるのですが、私どもは文科省からは「子供」と漢字で書くようにと。ところが、足立区教育委員会は保育園も所管しているので、そちらでは「こども」と、ひらがなで書いている。組織名称も「こども」とあるのですけれども。事務一般の苦慮するところで、股裂き状態になっているところです。よろしいでしょうか。

小池委員。

○小池委員　先ほどの文書で、「所在調査中の児童４名」とありますが、これが気になる。外国に出国している子どもが４名だったら、それでいいのですけれども、そうではなくて所在確認中となると、調査は昨日今日したわけではないと思うので、４名いたけれども、実際には確認ができたということなのか。日本にいるけれども、所在が確認できていないということなのか。これはどういうことなのでしょうか。

○教育長　こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長　この４名の具体的な内訳ですが、１名が海外に出ているだろうと考えられる者で、２名は里帰り出産により一緒に他府県の自治体にいる状況ですので、そこのところは今後も継続して調査していく。

全く分からないのは、１名いました。その児童については、先日職権消除されていたため、かなりリスクが高く、家の前に行って、見張りを行わないといけないかなという状況だったのですが、親族にアプローチしたところ、実は本日の午前中に電話がありまして、隣の区にいることが分かりました。今後は転出手続きとかを随行しながら隣の区に引き継いでいく状況でございます。

○小池委員　ということは、全員確認できていることになるのでしょうか。

○教育長　こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長　そういう意味では、ただ、「里帰り出産」をどれほどのリスクで見ていくのかという問題はあります。そういったところからすると、リスクは低いと見ております。

○教育長　よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。河本委員。

○河本委員　私も児童虐待の緊急点検の報告への質問なのですけれども、実際に３４４人の子どもたちが虐待のケースの後、お家に帰されている状態ということですよね。

○教育長　こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長　説明が足りなくて、申し訳ございません。

一時保護は児童相談所の業務でございまして、区の権限ではございません。この３４４名という

のは区のこども家庭支援課が、虐待通報として受けて、対応している人数でございます。

危険なものについては、児童相談所に送致という手続きをしていきます。その手前の形での進行管理をしている状況と、ご理解いただければと思います。

○教育長　河本委員。

○河本委員　そうなると、例えば一時保護を終了して帰されているお子さんというのは、この３４４名には入っていないという解釈でいいでしょうか。

○教育長　こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長　入っていません。一時保護から解除されてくる場合なのですが、児童相談所の一時保護解除後は、野田市のケースのように、児童相談所が継続して指導という形で入ってまいります。東京都の場合、帰ってきた後、児童相談所が指導すると。

その家庭に必要な支援については、足立区が支援的な関わりで、東京都と役割を分けながら関わっていく形でございます。

その場合のパターンなのですが、足立区は虐待ケースではなく、養育困難ケースという形で取り扱っております。

○教育長　河本委員。

○河本委員　もう１つお聞きしたいのですけれども。これは、それこそこども支援センターげんきと、今、児童相談所が関わった相談のあったお子さんの緊急点検という形でしたが、実際に、例えばここに関わっているお子さんが通っている学校としては、児童の安全を確認するために、小・中学校、幼稚園で決まりとして、どういうことを先生方がしているのかを教えてください。

○教育長　こども家庭支援課長。

○こども家庭支援課長　虐待指導中のケースにおける関係機関の役割分担についてでございます。小・中学校、幼稚園、保育園につきましては、在籍機関という形で、昼の関わりがある中で、お子さんと話をする中で、何か気になることとか、親御さんから虐待を受けているのじゃないかというような言葉が出てきたとか。あとは、例えば服が変わっていないのじゃないかとか、あとはちょっと傷、あざがあるとかというところを見守っていっていただく。

普段の教育をしていただく、保育をしていただく中で、こういう背景がある子なので、そのあたりに気を遣っていただきたいという意味での見守りが、役割としてお願いをしている部分でございます。

○教育長　よろしいですか。

ほか、いかがでしょうか。

浅井委員。

○浅井委員　算数ドリルですけれども、スポーツをやっている側からするととても楽しそうで、私もやりたくなり、すごくいいことだなと思います。

私も、体験から言うと、小学生を教えるときに、今はそういうのは使わないのですけれども、現役上がりで本当に速かったマラソンのタイムを、子どもに説明してもわからないのですけれども、例えば２００ｍのトラックで、実は何秒で走るのだよというと、子どもはすごく興味を持ってくれて。

そういうのは、小学校の先生に教わったことなのですけれども、やはりスポーツと勉強を結びつけていくと、子どもは興味を持つので、こういうドリルも本当にとても楽しくていいなと思います。

○教育長　ありがとうございます。

しっかり使っていただきたいと思います。

ほか、いかがでしょうか。葉養委員。

○葉養委員　８２ページの教科書センターの移転についての「今後の方針」なのですけれども、教科書採択で、来年度と再来年度は全科になるのです。

それで教育委員が、１票を投ずるので、できるだけ早めに、現物を届けていただく体制を作ってくださらないと、今度全部を読まないといけないので。私も小・中学校の道徳の現物を全部読んでいるのです。

だから、目を通す時間が相当厳しくなるのではないかなと思いますので。昨年度よりも、今年度は遅れたのですよね。小学校の道徳が送られてきた時期よりも、中学校道徳はかなり遅く届いたのです。遅く届いたことの理由があったというのは、説明を受けた。ただし、今後は１週間でも遅れると、読むのに相当支障が発生する可能性があるので、その点をご配慮いただきたいと思います。

○教育長　教育指導課長。

○教育指導課長　教科書については、なかなか全科がそろわないときもありますが、届き次第、委員のみなさまにはすぐにお渡しさせていただきたいと思っております。

○教育長　今までどちらかというとそろってからお渡ししていたのですかね。

教育指導課。

○教育指導課長　いえ、そんなことはないです。

○教育長　では、教科書が届き次第、事務局の理由で遅れないようにお願いします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようでしたら、報告事項を終わらせていただきます。

その他、そのほかに何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第３回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後３時４４分閉会

平成３１年第３回
足立区教育委員会定例会

日　　時　　平成３１年３月１５日　金曜日　午後３時００分開議
会　　場　　教育委員会室

１　議事日程

			頁
日程第１	第６号議案	足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について	１
日程第２	第７号議案	取り下げ	
日程第３	第８号議案	足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	１０
日程第４	第９号議案	足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則	１４
日程第５	第１０号議案	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	１７
日程第６	第１１号議案	足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則	４６
日程第７	第１２号議案	足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	７７
日程第８		教育長報告	

２　報告事項

（１）教科書センターの移転について　《小坂　教育指導課長》　８２
（２）「東京２０２０算数ドリル２０１９年度版」の配布について　《小坂　教育指導課長》　８７
（３）平成３１年４月１日付教育管理職異動内示について　《小坂　教育指導課長》　９０
（４）区内中学校における事故に関する損害賠償について　《渡辺　学校施設課長》　９１
（５）児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検等について　《高橋　こども家庭支援課長》　別添

裏面へ続く

３ 情 報 連 絡 事 項

（１）特定教育・保育施設の利用定員の確認について　［子ども政策課］９２
（２）私立認定こども園の利用定員の内訳変更について　［子ども政策課］９３
（３）「第１０回あだち子ども百人一首大会」実施結果について　［青少年課］９４
（４）事業実施報告・実施予定　［青少年課］９５
（５）行事実施結果・実施予定　［生涯学習振興公社］９７

第６号議案

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について

上記の議案を提出する。

平成３１年３月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

足立区育英資金貸付条例施行規則（昭和３１年足立区規則第２号）の一部を次のように改正する。

第４条の２第２号中「営み、かつ、第２条の貸付期間の満了時において６５歳以下であること。」を「営んでいること。」に改め、同条に次の１号を加える。

（３）　連帯保証人のうち１人が第２条の貸付期間の満了時において６５歳以下であること。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア　連帯保証人名義の預金又は貯金の額及び連帯保証人が所有する不動産の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４１条第９号の固定資産課税台帳における登録価格の合計額（以下「保有資産額」という。）が、当該奨学生に係る貸付予定総額を上回ること。

イ　連帯保証人の所得が給与所得（年金を含む。）のみである場合において、保有資産額を１５で除した額及び連帯保証人の条例第４条第１項の申請が行われた日が属する年の前年（当該申請が１月１日から３月３１日までに行われた場合は、当該日が属する年の前々年。以下「基準年」という。）における収入額の合計が３２０万円以上であること。

ウ　イに掲げる場合以外の場合において、保有資産額を１５で除し

た額及び基準年における所得額の合計が２２０万円以上であること。

付　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（提案理由）

連帯保証人の年齢要件の緩和に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第６号議案説明資料

平成３１年３月１５日

件　　名	足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の送付について
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	１　改正の理由 貸付型の足立区育英資金制度は、同一生計を営んでいない２人の連帯保証人が必要である。そのうち１人は貸付期間の満了時に６５歳以下で奨学生と別世帯であり、独立した生計を営んでいることが条件である。 この６５歳以下の連帯保証人について、奨学生の親族や親の知人に頼むことが多いが、社会の高齢化の進展により見つけることが困難となってきている。そこで、日本学生支援機構奨学金の保証人と同様の要件を満たした場合、６５歳を超えた連帯保証人を認め、年齢要件を緩和することとする。 ２　主な改正内容（別紙１参照） 以下の要件のいずれかに該当する場合は、６５歳を超えた連帯保証人を認める。 ア　連帯保証人名義の預金・貯金残高と所有する不動産の固定資産の評価額の合計金額（以下「保有資産額」という。）が、当該奨学生の貸付予定総額より高い金額であること。 イ　連帯保証人が給与所得（年金収入を含む）のみの場合は、保有資産額を１５（※１　育英資金の償還年数）で除した額に対象年度の前年（以下「基準年」という。）の年間収入額を加えた金額が３２０万円（※２　大学卒初年度の年間収入金額）以上であること。 ウ　連帯保証人が給与所得以外（一部が給与所得を含む）の場合は、保有資産額を１５（※１）で除した額に基準年の年間所得額を加えた金額が２２０万円（※３　大学卒初年度の給与所得控除後の年間金額）以上であること。 ＊ 日本学生支援機構奨学金の６５歳以上の人を保証人に選任する場合の要件と同様とした。 ３　施行年月日 平成３１年４月１日
今後の方針	

別紙１

足立区育英資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則　新旧対照表

改正前	改正後
ー省略ー	ー省略ー
（連帯保証人の要件） 第４条の２　条例第５条第１項第３号の規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。 （１）　２人の連帯保証人が同一の生計を営んでいないこと。 （２）　連帯保証人のうち１人が奨学生と同一の世帯に属する者ではなく、自己の収入により独立した生計を営み、かつ、第２条の貸付期間の満了時において６５歳以下であること。	（連帯保証人の要件） 第４条の２　条例第５条第１項第３号の規則で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。 （１）　２人の連帯保証人が同一の生計を営んでいないこと。 （２）　連帯保証人のうち１人が奨学生と同一の世帯に属する者ではなく、自己の収入により独立した生計を営んでいること。 （３）　連帯保証人のうち１人が第２条の貸付期間の満了時において６５歳以下であること。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア　連帯保証人名義の預金又は貯金の額及び連帯保証人が所有する不動産の地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４１条第９号の固定資産課税台帳における登録価格の合計額（以下「保有資産額」という。）が、当該奨学生に係る貸付予定総額を上回ること。 イ　連帯保証人の所得が給与所得（年金を含む。）のみである場合において、保有資産額を１５で除した額及び連帯保証人の条例第４条第１項の申請が行われた日が属する年の前年（当該申請が１月１日から３月３１日までに行われた場合は、当該日が属する年の前々年。以下「基準年」という。）における収入額の合計が３２０万円以上であること。 ウ　イに掲げる場合以外の場合において、保有資産額を１５で除した額及び基準年における所得額の合計が２２０万円以上であること。

第７号議案

取り下げ

（５～９ページ削除）

第８号議案

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成３１年３月１５日

提出者　足立区教育委員会教育長　　定　野　　司

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成１２年足立区教育委員会規則第２９号）の一部を次のように改正する。

第７条第２項第１号中「１４０万円」を「１３０万円」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第７条第２項第１号の規定にかかわらず、施行日の前日において、この規則による改正前の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第７条第１項の規定による認定を受けている扶養親族（足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成１２年足立区条例第６０号）第１１条第２項に規定する扶養親族をいう。）のうち同条例第１１条第２項第４号に掲げる者（以下「扶養親族」という。）（以下「特定扶養親族」という。）の収入の合計額（改正後の規則第７条第２項第１号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下「収入の合計額」という。）が年額１３０万円以上１４０万円未満であり、当該特

定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額１３０万円以上１４０万円未満である場合その他これに準ずる場合にあっては、平成３１年度に限り、教育委員会は、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

（提案理由）

特別区職員労働組合連合会交渉で妥結された内容に係る規則を改正する必要が生じたため、この規則案を提出いたします。

第 8 号 議 案 説 明 資 料

平成３１年３月１５日

件　　名	足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内　　容	特別区職員労働組合連合会交渉で妥結された内容に係る規則を改正する必要が生じたため、所要の改正を行う。 記 １　改正の概要 扶養親族の認定要件を年間１３０万円未満とする。 ただし、平成３０年度末に年間１３０万円以上１４０万円未満で認定されている満６０歳以上の父母及び祖父母について、平成３１年度に限り、年間１３０万円以上１４０万円未満と見込まれる場合は、扶養親族として認定する。 ２　施行年月日 平成３１年４月１日から適用する。 ３　新旧対照表 別紙のとおり
今後の方針	

別紙

足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）新旧対照表（抄）

改　正　前	改　正　後
（扶養親族の認定等） 第７条　（省略） ２　前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第11条第２項に規定する扶養親族として認定することができない。 （１）　その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額140万円以上である者 （２）　（省略） ３　（省略）	（扶養親族の認定等） 第７条　（省略） ２　前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第11条第２項に規定する扶養親族として認定することができない。 （１）　その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額130万円以上である者 （２）　（省略） ３　（省略） 付　則 （施行期日） １　この規則は、平成31年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） ２　この規則による改正後の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第７条第２項第１号の規定にかかわらず、施行日の前日において、この規則による改正前の足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第７条第１項の規定による認定を受けている扶養親族（足立区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年足立区条例第60号）第11条第２項に規定する扶養親族をいう。）のうち同条例第11条第２項第４号に掲げる者（以下「扶養親族」という。）（以下「特定扶養親族」という。）の収入の合計額（改正後の規則第７条第２項第１号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下「収入の合計額」という。）が年額130万円以上140万円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額130万円以上140万円未満である場合その他これに準ずる場合にあっては、平成31年度に限り、教育委員会は、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。

第９号議案

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成３１年３月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則

足立区立校外施設条例施行規則（昭和５０年足立区教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「１日（」の次に「当該日が第４項各号に掲げる日に当たるときは、翌日以降であって同項各号に掲げる日以外の日。」を加え、「初日」という。）」の次に「の午前９時」を加え、「あっては申込期間の初日」の次に「の午前９時」を加え、同条第３項中「口頭により行うものとする。」を「口頭により行うことができる。」に改め、同条第４項各号列記以外の部分を次のように改める。

口頭による申込みの受付は、次に掲げる日（以下「日曜日等」という。）を除いた日の午前９時から午後５時まで行うものとする。

第２条第５項を削る。

付　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（提案理由）

足立区立校外施設について、口頭以外での申込みを可能とするため、この規則案を提出いたします。

新

第９号議案説明資料

平成３１年３月１５日

件　　名	足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	１　概要 足立区立校外施設（日光林間学園・鋸南自然の家）の一般利用の使用申込みについて、口頭だけではなく、ＦＡＸやＥメールでの申込みを可能とするため、規則の一部を改正する。 ２　主な改正内容（詳細は、別紙新旧対照表のとおり） （１）申込みの開始（第２条第１項） 電話、ＦＡＸ、Ｅメールでの申込み初日の受付開始時間を統一するため、前月の１日（当該日が土・日・祝日等に該当するときは、翌日以降の土・日・祝日以外の日）の午前９時より受付開始と変更する。 （２）申込み方法（第２条第３項） 口頭（電話）以外での申込みができるようにするため、「口頭により行うものとする」から「口頭により行うことができる」に変更する。 （３）申込みの受付（土・日・祝日等以外）（第２条第４項） 口頭（電話）による申込みは、土・日・祝日等を除いた日の午前９時から午後５時までに限定する。 ３　施行年月日 平成３１年４月１日より施行する。
今後の方針	施行年月日　　平成３１年４月１日

別　紙

足立区立校外施設条例施行規則の一部を改正する規則　新旧対照表

改　正　前	改　正　後
（使用の申込） **第２条**　条例第４条の規定により、足立区立校外施設（以下「校外施設」という。）を使用しようとする者は、宿泊施設にあっては使用日の属する月の前月の１日（以下「申込期間の初日」という。）から使用開始日の３日前まで、スポーツ施設にあっては申込期間の初日から使用日までに、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）（条例第10条第１項の規定により指定管理者が管理を行う施設にあっては、指定管理者。第８条及び第10条において同じ。）に申込み、承認を受けなければならない。	（使用の申込） **第２条**　条例第４条の規定により、足立区立校外施設（以下「校外施設」という。）を使用しようとする者は、宿泊施設にあっては使用日の属する月の前月の１日（当該日が第４項各号に掲げる日に当たるときは、翌日以降であって同項各号に掲げる日以外の日。以下「申込期間の初日」という。）の午前９時から使用開始日の３日前まで、スポーツ施設にあっては申込期間の初日の午前９時から使用日までに、足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）（条例第10条第１項の規定により指定管理者が管理を行う施設にあっては、指定管理者。第８条及び第10条において同じ。）に申込み、承認を受けなければならない。
２（省略）	２　（現行のとおり）
３　使用の申込み及び承認は、口頭により行うものとする。ただし、前項の規定による使用の申込みは使用申請書（第１号様式）により、その承認は使用承認書（第２号様式）により行うものとする。	３　使用の申込み及び承認は、口頭により行うことができる。ただし、前項の規定による使用の申込みは使用申請書（第１号様式）により、その承認は使用承認書（第２号様式）により行うものとする。
４　第１項に規定する申込期間の最終日が、次に掲げる日（以下「日曜日等」という。）に該当するときは、当該日の直前の日曜日等でない日を最終日とする。 （１）　土曜日、日曜日 （２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日 （３）　１月２日から同月３日まで （４）　12月29日から同月31日まで	４　口頭による申込みの受付は、次に掲げる日（以下「日曜日等」という。）を除いた日の午前９時から午後５時まで行うものとする。 （１）　土曜日、日曜日 （２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める祝日 （３）　１月２日から同月３日まで （４）　12月29日から同月31日まで
５　使用申込の受付は、午前９時から午後５時までとする。	５　削除
	付則 この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

第１０号議案

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成３１年３月１５日

提出者　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

足立区生涯学習センター条例施行規則（平成１２年足立区教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、

「足立区教育委員会　様　を」

「（提出先）
足立区教育委員会」

に改める。

様式第３号中「足立区教育委員会　様　を」

「（提出先）
足立区教育委員会」

に改める。

様式第４号中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、

「足立区長
足立区教育委員会　殿　を」

「（提出先）
足立区長
足立区教育委員会」

に改める。

様式第５号中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に改める。

様式第６号及び様式第７号中

「	「
足立区教育委員会　様　　を	（提出先） 足立区教育委員会
」	」

に改める。

様式第９号中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、

「	「
足立区教育委員会　様　　を	（提出先） 足立区教育委員会
」	」

に改める。

様式第１１号から様式第１４号までを次のように改める。

様式第11号(第14条関係)

生涯学習センター運営事業計画書

団　体　名			
代表者名		設立年月日	年　月　日
団体所在地			
T　E　L		F　A　X	
事務担当者名		連絡先TEL	

＊　下記の質問事項及び提案事業について、記載してください。

1　事業計画

2　施設の運営体制についての考えと、指揮命令系統が分かる組織図を配置人数とともに示してください。

3　危機管理体制

4　利用者意見の反映と満足度の向上

5　個人情報保護対策

6　地域との関係づくり

様式第12号（第14条関係）

生涯学習センターの管理に係る収支計画書

団　体　名			
所　在　地			
代表者氏名			
電　　話		ＦＡＸ	
事務担当者名		電　　話	

1　収入　　（単位：千円）

項目	科目（内容・内訳）	金　額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）		
その他の収入			
収入計（A）			

2　支出　　（単位：千円）

項目	科目（内容・内訳）	金　額	備考
人件費			
事業費			
事務費(管理費)			
支出計（B）			
収支（C）＝（A）－（B）			

※　指定管理期間について、各年度分を作成してください。

※　項目順に別紙に記載してもかまいません。

様式第13号(第14条関係)

生涯学習センター管理運営費明細書

申請者　所在地
団体名
代表者名

(単位：千円)

業務内容	内容等(単価、人数、回数等)	金　額	備　考
1　施設維持運営経費			
小　　計			
2　総合受付案内業務			
小　　計			
3　事業運営、支援運営経費			
小　　計			
4　施設管理経費　※機器の保守点検ごとに金額を記載してください。			
小　　計			
5　その他経費			
小　　計			
1+2+3+4+5　総合計			
(内　消　費　税)			

※　指定管理期間について、各年度分を作成してください。
※　内容等については、別紙に記載してもかまいません。

様式第14号（第14条関係）

年　　月　　日

社員・従業員等調書

申請者　所　在　地
団　体　名
代表者氏名

1　統括責任者

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　社員・従業員数

職　種　等		人数	職　種　等		人数
正規			臨時・パート・派遣等		
	合計			合計	
			総合計		

3　資格者名簿

番号	氏名	資格名称	認定団体	資格者証交付番号	取得年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※防火管理者、施設維持保全責任者、建築物環境衛生管理者、生涯学習推進責任者等に関する有資格者等を記入してください。
※資格を証明するものの写しを添付してください。
※統括責任者の候補者は経歴書を添付してください。

4　スタッフの採用基準

(1)　正社員について

(2)　アルバイトについて

(3)　社員教育の内容・体制

様式第１５号中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に改める。

付　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（提案理由）

様式の元号の表記を改めるほか、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第１０号議案説明資料

平成３１年3月１５日

件　　名	足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	地域のちから推進部地域文化課
内　　容	1　改正の理由 元号改元に伴い、規則様式の元号の表記を改めるほか、規定を整備する必要があるため。 2　改正内容 （1）元号改元について 別紙「新旧対照表」のとおり。 （2）足立区及び足立区教育委員会に対する敬称の削除、「（提出先）」の追記について 別紙「新旧対照表」のとおり。 （3）指定管理者応募書類について 指定管理者応募書類（様式第９号から様式第１４号）について、記載事項、表等の一部更新を行う。 3　施行年月日　平成３１年４年１日
今後の方針	２０１９年6月足立区議会開会中における区民委員会にて報告する。また、区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。

別　紙

足立区生涯学習センター条例施行規則　新旧対照表

改正前	改正後
○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年３月31日教育委員会規則第12号 第１条～第18条（省略） 別表第１（第８条関係）～別表第４（第９条関係）（省略）	○足立区生涯学習センター条例施行規則 平成12年３月31日教育委員会規則第12号 第１条～第18条（現行のとおり） 付　則 この規則は、平成31年４月１日から施行する。 別表第１（第８条関係）～別表第４（第９条関係）（現行のとおり）

様式第１号(第２条関係)

足立区生涯学習センター使用申請書

申請番号	

団体名			
代表者名		電話番号	(　　)
代表者住所			
目的			
会場表示			

年月日	曜日	使用設備	人数	使用時間帯	使用料
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
使用時間帯　前＝9：00～12：30　午後＝13：00～17：30 午後1＝13：00～15：00　午後2＝15：30～18：00 夜＝18：00～21：30(コンピュータ研修室のみ 18：30～21：30)				施設使用料	

使用設備					
別紙	有・無	減免	無・5割・免除	使用料合計	

上記のとおり施設の使用を申請します。

平成　　年　　月　　日

足立区教育委員会　様

決裁	所属長	担当者	処理	受付

様式第1号(第2条関係)

足立区生涯学習センター使用申請書

申請番号	

団体名			
代表者名		電話番号	(　　)
代表者住所			
目的			
会場表示			

年月日	曜日	使用設備	人数	使用時間帯	使用料
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：	
使用時間帯　前＝9：00～12：30　午後＝13：00～17：30 午後1＝13：00～15：00　午後2＝15：30～18：00 夜＝18：00～21：30(コンピュータ研修室のみ18：30～21：30)				施設使用料	

使用設備					
別紙	有・無	減免	無・5割・免除	使用料合計	

上記のとおり施設の使用を申請します。

(削除)　　年　　月　　日

(提出先)
足立区教育委員会　(削除)

決裁	所属長	担当者	処理	受付

様式第２号(第３条関係)～様式第２号の２(第３条関係)　省略
様式第３号(第８条の２関係)

年　月　日

足立区生涯学習センター使用料減額免除申請書

足立区教育委員会　様

使用者
住　所
氏　名
団体名
電　話

下記のとおり、足立区生涯学習センター使用料を減額・免除くださるよう申請いたします。

記

年　月　日	曜日	使　用　設　備	人数	使用時間帯
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：

使用時間帯　前＝9：00～12：30　午後＝13：00～17：30　午後1＝13：00～15：00
午後2＝15：30～18：00　夜＝18：00～21：30(コンピュータ研修室のみ18：30～21：30)

決裁	所属長	担当者	処理	受　付	受付月日	受付番号

減免理由及び根拠規定		
規定使用料	減免割合	減免後の使用料

様式第２号(第３条関係)～様式第２号の２(第３条関係)　現行のとおり
様式第３号(第８条の２関係)

年　月　日

足立区生涯学習センター使用料減額免除申請書

(提出先)
足立区教育委員会（削除）

使用者
住　所
氏　名
団体名
電　話

下記のとおり、足立区生涯学習センター使用料を減額・免除くださるよう申請いたします。

記

年　月　日	曜日	使　用　設　備	人数	使用時間帯
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：
・　・		研修室(1・2・3・4・5)・講義室(1・2・3)・コンピュータ研・講堂(席)・ビデオスタジオ・ビデオ編集室(1・2・3)		前・後・夜・全 (1　2) ：　～　：

使用時間帯　前＝9：00～12：30　午後＝13：00～17：30　午後1＝13：00～15：00
午後2＝15：30～18：00　夜＝18：00～21：30(コンピュータ研修室のみ18：30～21：30)

決裁	所属長	担当者	処理	受　付	受付月日	受付番号

減免理由及び根拠規定		
規定使用料	減免割合	減免後の使用料

様式第４号(第９条関係)

施設使用料還付請求書

百	十	万	千	百	十	円

上記金額の還付を請求します。

平成　年　月　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

足立区長
足立区教育委員会　殿

記

申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	平成　年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料] 円	[還付金額] 円		
申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	平成　年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料] 円	[還付金額] 円		
申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	平成　年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料] 円	[還付金額] 円		

様式第４号(第９条関係)

施設使用料還付請求書

百	十	万	千	百	十	円

上記金額の還付を請求します。

(削除)　年　月　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

(提出先)
足立区長
足立区教育委員会 (削除)

記

申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	(削除) 年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料] 円	[還付金額] 円		
申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	(削除) 年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料] 円	[還付金額] 円		
申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	(削除) 年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料] 円	[還付金額] 円		

様式第５号(第９条関係)

領　収　書

百	十	万	千	百	十	円

ただし、施設使用料還付金として、上記金額を確かに受領しました。

平成　年　月　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（提出先）地域のちから推進部地域文化課長

記

申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	平成　年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料]	円	[還付金額]	円
申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	平成　年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料]	円	[還付金額]	円
申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	平成　年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料]	円	[還付金額]	円

様式第5号(第9条関係)

領　収　書

百	十	万	千	百	十	円

ただし、施設使用料還付金として、上記金額を確かに受領しました。

(削除)　年　月　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

（提出先）地域のちから推進部地域文化課長

記

申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	(削除) 年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料]	円	[還付金額]	円
申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	(削除) 年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料]	円	[還付金額]	円
申請施設（予約番号）	(No.　　)		
申請日時	(削除) 年　月　日　：　～　：		
還付理由（還付率）	(　　割)		
[納付済使用料]	円	[還付金額]	円

様式第6号(第10条関係)

年　月　日

足立区生涯学習センター特別設備承認申請書

足立区教育委員会　様

使用者
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

足立区生涯学習センター条例第十二条により、下記のとおり特別設備をしたいので、許可を申請いたします。

記

使用施設	
使用申請日時	年　月　日　曜日　午　前/後　時　分～午　前/後　時　分
使用目的	
特別設備の状況	
設置略図	

様式第6号(第10条関係)

年　月　日

足立区生涯学習センター特別設備承認申請書

(提出先)
足立区教育委員会（削除）

使用者
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

足立区生涯学習センター条例第十二条により、下記のとおり特別設備をしたいので、許可を申請いたします。

記

使用施設	
使用申請日時	年　月　日　曜日　午　前/後　時　分～午　前/後　時　分
使用目的	
特別設備の状況	
設置略図	

様式第7号(第10条関係)

年　月　日

足立区生涯学習センター特別設備承認覚書

足立区教育委員会　様

使用者
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日付で許可のあった特別設備については、指示のとおり足立区生涯学習センターに損傷の無いように設置するとともに、使用終了後は直ちに撤去し、現状に復します。
もし、ご指示に違反し、あるいは足立区生涯学習センター施設を損傷したときは、すみやかに賠償金を支払うことを約束します。

様式第7号(第10条関係)

年　月　日

足立区生涯学習センター特別設備承認覚書

(提出先)
足立区教育委員会(削除)

使用者
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電　話＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日付で許可のあった特別設備については、指示のとおり足立区生涯学習センターに損傷の無いように設置するとともに、使用終了後は直ちに撤去し、現状に復します。
もし、ご指示に違反し、あるいは足立区生涯学習センター施設を損傷したときは、すみやかに賠償金を支払うことを約束します。

様式第8号(第11条関係)(省略)
様式第9号(第14条関係)

指定管理者指定申請書

平成　年　月　日

足立区教育委員会　様

申請者　所在地
団体名
代表者名　㊞

下記施設の指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請します。

□指定を受けようとする施設名

備考　次の書類に関連資料を添付してください。
(1)　定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
(2)　法人にあっては、登記簿謄本
(3)　納税証明書
(4)　直近3事業年度の決算書類(申請日の直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類)
(5)　類似施設等管理運営実績資料(様式第10号)
(6)　生涯学習センター運営事業計画書(様式第11号)
(7)　生涯学習センターの管理に係る収支計画書(様式第12号)
(8)　生涯学習センター管理運営費明細書(様式第13号)
(9)　社員・従業員等調書(様式第14号)
(10)　その他

様式第8号(第11条関係)(現行のとおり)
様式第9号(第14条関係)

指定管理者指定申請書

(削除)　年　月　日

(提出先)
足立区教育委員会(削除)

申請者　所在地
団体名
代表者名　㊞

下記施設の指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請します。

□指定を受けようとする施設名

備考　次の書類に関連資料を添付してください。
(1)　定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
(2)　法人にあっては、登記簿謄本
(3)　納税証明書
(4)　直近3事業年度の決算書類(申請日の直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類)
(5)　類似施設等管理運営実績資料(様式第10号)
(6)　生涯学習センター運営事業計画書(様式第11号)
(7)　生涯学習センターの管理に係る収支計画書(様式第12号)
(8)　生涯学習センター管理運営費明細書(様式第13号)
(9)　社員・従業員等調書(様式第14号)
(10)　その他

様式第10号(第14条関係) (省略)
様式第 11 号(第 14 条関係)

生涯学習センター運営事業計画書

団　体　名	―		
代　表　者　名	―	設立年月日	年　月　日
団体所在地	―		
T　E　L	―	F　A　X	―
事務担当者名	―	連絡先 TEL	―

＊下記の質問事項(10 項目)については、基本概要を記載し、別に資料で添付することで詳細は省略できます。

1 足立区への貢献性について、実施しているものがあれば詳細に記載してください。
(例)地域等と協働して事業を実施。地域のクリーン作戦を実施。足立区になんらかの形で納税している。区内の他社とジョイントを組む予定。

―
―

2 施設の管理運営体制についての考えと、指揮命令系統が分かる組織図を各業務の配置人数とともに示してください。

―
―

3 生涯学習施設の運営に当たっての取組方針について述べてください。

―
―

4 施設の管理運営に当たっての防犯体制(管理上の対策)について述べてください。

―
―

5 利用者のトラブル防止策(対処方法)について述べてください。

―
―

6 職員研修体制や取り組みについて述べてください。

―
―

7 施設の管理運営に当たっての緊急時の体制、対策について述べてください。
①地震、火事、水害等の災害時及び利用者の事故時の対処

―
―

8 施設の管理運営に当たっての個人情報保護対策について述べてください。

―
―

9 施設を効率的に管理するに当たり、どのような方策を考えていますか。

―
―

10 施設の設置趣旨に関して、区民の学習推進事業についてどのような方策を考えていますか。

―
―

様式第10号 (第14条関係) (現行のとおり)
【削除】

様式第11号(第14条関係)

生涯学習センター運営事業計画書

団　体　名			
代 表 者 名		設立年月日	年　月　日
団体所在地			
T　E　L		F　A　X	
事務担当者名		連絡先TEL	

＊　下記の質問事項及び提案事業について、記載してください。

1　事業計画

2　施設の運営体制についての考えと、指揮命令系統が分かる組織図を配置人数とともに示してください。

3　危機管理体制

4　利用者意見の反映と満足度の向上

5　個人情報保護対策

6　地域との関係づくり

様式第12号(第14条関係)

生涯学習センターの管理に係る収支計画書(平成　　年度)

申請者　所在地
団体名
代表者名

(単位：千円)

収支区分		内　訳	金　額	備　考
収入合計 (A)		—	—	—
項目	管理委託料	—	—	—
	その他の収入	—	—	—
支出合計 (B)		—	—	—
項目	人件費	—	—	—
	事務費	—	—	—
	管理維持費	—	—	—
収支 (A) − (B)		—	—	—

※　年度分の収支を作成してください。

※　項目順に別紙に記載してもかまいません。

【削除】

様式第12号（第14条関係）

生涯学習センターの管理に係る収支計画書

団　体　名			
所　在　地			
代表者氏名			
電　　話		ＦＡＸ	
事務担当者名		電　話	

1　収入　　（単位：千円）

項目	科目（内容・内訳）	金　額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）		
その他の収入			
収入計（A）			

2　支出　　（単位：千円）

項目	科目（内容・内訳）	金　額	備考
人件費			
事業費			
事務費（管理費）			
支出計（B）			
収支（C）＝（A）－（B）			

※　指定管理期間について、各年度分を作成してください。
※　項目順に別紙に記載してもかまいません。

様式第13号(第14条関係)

生涯学習センター管理運営費明細書(平成　　年度)

申請者　所在地
団体名
代表者名

(単位：千円)

業務内容	内容等(単価、人数、回数等)	金　額	備　考
1　施設維持運営経費			
小　　計			
2　総合受付案内業務			
小　　計			
3　事業運営、支援運営経費			
小　　計			
4　施設管理経費			
小　　計			
5　その他経費			
小　　計			
1+2+3+4+5　総合計			
(内　消　費　税)			

※　内容等については、別紙に記載してもかまいません。

【削除】

様式第13号(第14条関係)

生涯学習センター管理運営費明細書

申請者　所在地
団体名
代表者名

(単位：千円)

業務内容	内容等(単価、人数、回数等)	金　額	備　考
1　施設維持運営経費			
小　　計			
2　総合受付案内業務			
小　　計			
3　事業運営、支援運営経費			
小　　計			
4　施設管理経費　※機器の保守点検ごとに金額を記載してください。			
小　　計			
5　その他経費			
小　　計			
1＋2＋3＋4＋5 総 合 計			
(内　消　費　税)			

※　指定管理期間について、各年度分を作成してください。
※　内容等については、別紙に記載してもかまいません。

様式第14号(第14条関係)

社員・従業員等調書

申請者　所在地
　　団体名
　　代表者名

(1)　社員・従業員数

	職種等	人数		職種等	人数
正規			臨時・パート・派遣等		
	合　計			合　計	
			全体合計		

(2)　資格者名簿

番号	氏名	資格名称	認定団体	資格者証交付番号	取得年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※防火管理者、社会教育等に関する有資格者等を記入してください。
※資格を証明するものの写しを添付してください。(総括責任者候補は必須)
※履歴書を添付してもかまいません。

【削除】

様式第14号（第14条関係）

年　月　日

社員・従業員等調書

申請者　所　在　地
団　体　名
代表者氏名

1　統括責任者

2　社員・従業員数

	職　種　等	人数		職　種　等	人数
正規			臨時・パート・派遣等		
	合計			合計	
				総合計	

3　資格者名簿

番号	氏名	資格名称	認定団体	資格者証交付番号	取得年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※防火管理者、施設維持保全責任者、建築物環境衛生管理者、生涯学習推進責任者等に関する有資格者等を記入してください。
※資格を証明するものの写しを添付してください。
※統括責任者の候補者は経歴書を添付してください。

4　スタッフの採用基準

(1)　正社員について

(2)　アルバイトについて

(3)　社員教育の内容・体制

様式第15号(第15条関係)

平成　　年　　月　　日

指定管理者指定通知書

申請者　主たる事務所の所在地
法人(団体)の名称
代表者の氏名

足立区教育委員会

平成　　年　　月　　日付で申請のありました生涯学習センターの指定管理者の指定について、足立区生涯学習センター条例施行規則第15条の規定により下記のとおり通知します。

記

1　指定管理者名

2　管理を行う施設の
名称・所在地

3　指定期間　　平成　　年　　月　　日から
平成　　年　　月　　日まで

様式第15号(第15条関係)

(削除)　　年　　月　　日

指定管理者指定通知書

申請者　主たる事務所の所在地
法人(団体)の名称
代表者の氏名

足立区教育委員会

(削除)　　年　　月　　日付で申請のありました生涯学習センターの指定管理者の指定について、足立区生涯学習センター条例施行規則第15条の規定により下記のとおり通知します。

記

1　指定管理者名

2　管理を行う施設の
名称・所在地

3　指定期間　　(削除)　　年　　月　　日から
(削除)　　年　　月　　日まで

第１１号議案

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成３１年３月１５日

提出者　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

足立区地域学習センター条例施行規則（平成１３年足立区教育委員会規則第１７号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「足立区教育委員会　様」を「（提出先）足立区教育委員会」に改める。

様式第２号中「、政治的」を削る。

様式第３号、様式第４号、様式第６号及び様式第７号中「足立区長　様　足立区教育委員会　様」を「（提出先）足立区長　足立区教育委員会」に改める。

様式第９号中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に、「足立区教育委員会　様」を「（提出先）足立区教育委員会」に改める。

様式第１１号から様式第１４号までを次のように改める。

様式第11号(第12条関係)

地域学習センター運営事業計画書

団　体　名			
代　表　者　名		設立年月日	年　月　日
団体所在地			
電　話		F　A　X	
事務担当者名		連絡先TEL	

＊　下記の質問事項及び提案事業について記載して下さい。

1　事業計画

2　施設の運営体制についての考えと、指揮命令系統が分かる組織図を配置人数とともに示してください。

3　危機管理体制

4　利用者意見の反映と満足度の向上

5　個人情報保護対策

6　地域との関係づくり

様式第12号（第12条関係）

地域学習センターの管理に係る収支計画書

団　体　名			
所　在　地			
代表者氏名			
電　　話		ＦＡＸ	
事務担当者名		電　　話	

1　収入　　（単位：千円）

項目	科目（内容・内訳）	金　額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）		
その他の収入			
収入計（A）			

2　支出　　（単位：千円）

項目	科目（内容・内訳）	金　額	備考
人件費			
事業費			
事務費（管理費）			
支出計（B）			
収支（C）＝（A）－（B）			

※　指定管理期間について、各年度分を作成してください。

※　項目順に別紙に記載してもかまいません。

様式第13号(第12条関係)

地域学習センター管理運営費明細書

申請者　所在地
団体名
代表者名

(単位：千円)

業務内容	内容等(単価、人数、回数等)	金　額	備　考
1施設維持運営経費			
小 計			
2総合受付案内業務			
小 計			
3事業運営、支援運営経費			
小 計			
4施設管理経費　※機器の保守点検ごとに金額を記載してください。			
小 計			
5その他経費			
小 計			
1+2+3+4+5総合計			
(内消費税)			

※　指定管理期間について、各年度分を作成してください。
※　内容等については、別紙に記載してもかまいません。

様式第14号（第12条関係）

年　　月　　日

社員・従業員等調書

申請者　所　在　地
団　体　名
代表者氏名

1　統括責任者

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　社員・従業員数

職　種　等		人数	職　種　等		人数
正規			臨時・パート・派遣等		
	合計			合計	
			総合計		

3　資格者名簿

番号	氏名	資格名称	認定団体	資格者証交付番号	取得年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※防火管理者、社会教育等に関する有資格者等を記入してください。
※資格を証明するものの写しを添付してください。
※統括責任者の候補者は経歴書を添付してください。

4　スタッフの採用基準

（1）正社員について

（2）アルバイトについて

（3）社員教育の内容・体制

様式第１５号中「平成　年　月　日」を「　年　月　日」に改める。

付　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（提案理由）

地域学習センターの使用の条件を変更するほか、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第１１号議案説明資料

平成３１年３月１５日

<table>
<tr><td>件　　名</td><td>足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則</td></tr>
<tr><td>所管部課名</td><td>地域のちから推進部地域文化課</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td>
1　改正の理由
（1）元号改元に伴い、規則様式の「平成」を削除する。また、足立区及び足立区教育委員会への敬称を削除し、「（提出先）」を追記する。併せて一部旧様式を最新の様式へと更新する。
（2）地域学習センターの利用制限について、顧問弁護士を交えて検討した結果、社会情勢の変化を踏まえ、政治的な目的による利用制限を廃止する。

2　改正内容
（1）元号改正について
別紙「新旧対照表」のとおり。
（2）足立区及び足立区教育委員会に対する敬称の削除、「（提出先）」の追記について
別紙「新旧対照表」のとおり。
（3）指定管理者応募書類について
指定管理者応募書類（様式第９号から様式第１４号）について、記載事項、表等の一部更新を行う。
（4）地域学習センターの利用制限について
様式第２号（第３条関係）について、以下の通り改正する。
≪注意事項≫
<table>
<tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr>
<tr><td>2　次の場合は使用できません。
（1）営利を目的とした事業、<u>政治的</u>、宗教的活動を目的とした使用</td><td>2　次の場合は使用できません。
（1）営利を目的とした事業、宗教的活動を目的とした使用</td></tr>
</table>

3　施行年月日　　平成３１年４年１日
</td></tr>
<tr><td>今後の方針</td><td>２０１９年６月足立区議会開会中における区民委員会にて報告する。また、区民や利用者に対し、区ホームページで周知を行う。</td></tr>
</table>

別　紙

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則　新旧対照表

改正前	改正後
○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年３月30日教育委員会規則第17号 第１条～第18条（省略） 別表第１（第５条関係）～別表第３（第６条関係）（省略）	○足立区地域学習センター条例施行規則 平成13年３月30日教育委員会規則第17号 第１条～第18条（現行のとおり） 付　則 この規則は、平成31年４月１日から施行する。 別表第１（第５条関係）～別表第３（第６条関係）（現行のとおり）

様式第1号(第2条関係)

※太線内だけご記入下さい。

地域学習センター使用申請書				申請番号	
代表者住所				登録番号	
代表者氏名		電話番号	(　　)		
連絡先(代表者と異なる場合)	(　　)			入場料	有・無
団体名			会場表示		
使用目的					
使用館	1. _____ 地域学習センター　2. _____ 区民ホール				

使用年月日	曜日	使用施設・備品名	人員	使用時間	使用料
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
別紙	有無	施設使用料			円
		使用料合計			
減免理由					

上記のとおり使用申請します。
年　月　日

足立区教育委員会　様

決裁		予定表	受付者
課長(館長)	係員		

56

様式第1号(第2条関係)

※太線内だけご記入下さい。

地域学習センター使用申請書				申請番号	
代表者住所				登録番号	
代表者氏名		電話番号	(　　)		
連絡先(代表者と異なる場合)	(　　)			入場料	有・無
団体名			会場表示		
使用目的					
使用館	1. _____ 地域学習センター　2. _____ 区民ホール				

使用年月日	曜日	使用施設・備品名	人員	使用時間	使用料
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
別紙	有無	施設使用料			円
		使用料合計			
減免理由					

上記のとおり使用申請します。
年　月　日

(提出先)
足立区教育委員会(削除)

決裁		予定表	受付者
課長(館長)	係員		

様式第2号(第3条関係)

※太線内だけご記入下さい。

地域学習センター使用承認書・兼領収書				申請番号	
代表者住所				登録番号	
代表者氏名		電話番号	(　　)		
連絡先(代表者と異なる場合)	(　　)			入場料	有・無
団体名			会場表示		
使用目的					
使用館	1 ＿＿＿＿ 地域学習センター 2 ＿＿＿＿ 区民ホール				

使用年月日	曜日	使用施設・備品名	人員	使用時間	使用料
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円

別紙	有無	施設使用料	円
		使用料合計	
減免理由			

上記のとおり使用料を領収し、施設の使用を承認します。

年　月　日

足立区教育委員会

裏面に注意事項がございますので、必ずお読みください。

≪注意事項≫

1 使用当日は「地域学習センター使用承認書・兼領収書」を受付にお持ち下さい。

2 次の場合は使用できません。

(1) 営利を目的とした事業、政治的、宗教的活動を目的とした使用

(2) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき

(3) 管理上支障があると認めたとき

(4) 飲食を主たる目的とした使用

3 使用時間は厳守してください。なお、使用時間は、準備、後かたづけ等を含めた時間となっていますのでご注意ください。

57

様式第2号(第3条関係)

※太線内だけご記入下さい。

地域学習センター使用承認書・兼領収書				申請番号	
代表者住所				登録番号	
代表者氏名		電話番号	(　　)		
連絡先(代表者と異なる場合)	(　　)			入場料	有・無
団体名			会場表示		
使用目的					
使用館	1 ＿＿＿＿ 地域学習センター 2 ＿＿＿＿ 区民ホール				

使用年月日	曜日	使用施設・備品名	人員	使用時間	使用料
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円
・　・				～	円

別紙	有無	施設使用料	円
		使用料合計	
減免理由			

上記のとおり使用料を領収し、施設の使用を承認します。

年　月　日

足立区教育委員会

裏面に注意事項がございますので、必ずお読みください。

≪注意事項≫

1 使用当日は「地域学習センター使用承認書・兼領収書」を受付にお持ち下さい。

2 次の場合は使用できません。

(1) 営利を目的とした事業、(削除)宗教的活動を目的とした使用

(2) 秩序を乱すおそれがあると認めたとき

(3) 管理上支障があると認めたとき

(4) 飲食を主たる目的とした使用

3 使用時間は厳守してください。なお、使用時間は、準備、後かたづけ等を含めた時間となっていますのでご注意ください。

4　施設使用後は清掃し、施設使用により発生したゴミ等はお持ちかえりください。
5　使用後は、使用した設備備品等を元の状態、場所に戻してください。
6　設備、備品等を破損した場合は、弁償していただく場合があります。
7　施設を改造したり、設備備品等に変更を加えることはできません。
8　使用の権利を、他に譲渡したり、また貸しすることはできません。
9　使用者の都合による使用施設、日時等の変更はできません。
※　上記事項に反すると認められる事実があった場合には、使用承認の取消し、使用停止又は使用制限をする場合があります。
※　使用日の2日前(使用日の2日前が休業日に当たるときは、その日以前の最も近い休業日でない日)までに、受付に「地域学習センター使用承認書・兼領収書」と承認書に記載されている代表者の印鑑をお持ちになり、使用取消の手続きをされた場合を除き、既納の使用料はお返しすることが出来ません。
※　詳細については、使用施設にお問い合わせください。

施　設	電　話	施　設	電　話
竹の塚地域学習センター		中央本町地域学習センター	
東和地域学習センター		佐野地域学習センター	
江北地域学習センター		新田地域学習センター	
舎人地域学習センター		保塚地域学習センター	
興本地域学習センター		伊興地域学習センター	
鹿浜地域学習センター		梅田地域学習センター	
花畑地域学習センター			

4　施設使用後は清掃し、施設使用により発生したゴミ等はお持ちかえりください。
5　使用後は、使用した設備備品等を元の状態、場所に戻してください。
6　設備、備品等を破損した場合は、弁償していただく場合があります。
7　施設を改造したり、設備備品等に変更を加えることはできません。
8　使用の権利を、他に譲渡したり、また貸しすることはできません。
9　使用者の都合による使用施設、日時等の変更はできません。
※　上記事項に反すると認められる事実があった場合には、使用承認の取消し、使用停止又は使用制限をする場合があります。
※　使用日の2日前(使用日の2日前が休業日に当たるときは、その日以前の最も近い休業日でない日)までに、受付に「地域学習センター使用承認書・兼領収書」と承認書に記載されている代表者の印鑑をお持ちになり、使用取消の手続きをされた場合を除き、既納の使用料はお返しすることが出来ません。
※　詳細については、使用施設にお問い合わせください。

施　設	電　話	施　設	電　話
竹の塚地域学習センター		中央本町地域学習センター	
東和地域学習センター		佐野地域学習センター	
江北地域学習センター		新田地域学習センター	
舎人地域学習センター		保塚地域学習センター	
興本地域学習センター		伊興地域学習センター	
鹿浜地域学習センター		梅田地域学習センター	
花畑地域学習センター			

様式第3号(第6条関係)

No

年　月　日

使用料減額免除申請書

足立区長　様
足立区教育委員会　様

使用者
住　所
代表者名　㊞
団体名
電　話　(　　)

下記のとおり使用料を減額・免除くださるよう申請いたします。

記

使用年月日	曜日	使用施設・備品名	人員	使用時間
・　・				～
・　・				～
・　・				～
・　・				～
・　・				～
・　・				～
使用目的				

受付月日	受付番号	決裁	所属長	係員

減免理由及び根拠規定		
規定使用料	減免割合	減免後の使用料

様式第3号(第6条関係)

No

年　月　日

使用料減額免除申請書

(提出先)
足立区長　(削除)
足立区教育委員会　(削除)

使用者
住　所
代表者名　㊞
団体名
電　話　(　　)

下記のとおり使用料を減額・免除くださるよう申請いたします。

記

使用年月日	曜日	使用施設・備品名	人員	使用時間
・　・				～
・　・				～
・　・				～
・　・				～
・　・				～
・　・				～
使用目的				

受付月日	受付番号	決裁	所属長	係員

減免理由及び根拠規定		
規定使用料	減免割合	減免後の使用料

様式第4号(第7条関係)

使用料還付請求書

円

足立区地域学習センター条例施行規則第7条第2項の規定により上記金額の還付を請求します。

年　月　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

足立区長　様

足立区教育委員会　様

記

申請施設			
申請日時	年　月　日　午 前/後　時　分～午 前/後　時　分		
還付理由 (還付率)	(割)		
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円	
申請施設			
申請日時	年　月　日　午 前/後　時　分～午 前/後　時　分		
還付理由 (還付率)	(割)		
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円	
申請施設			
申請日時	年　月　日　午 前/後　時　分～午 前/後　時　分		
還付理由 (還付率)	(割)		
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円	

様式第4号(第7条関係)

使用料還付請求書

円

足立区地域学習センター条例施行規則第7条第2項の規定により上記金額の還付を請求します。

年　月　日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

(提出先)

足立区長　(削除)

足立区教育委員会　(削除)

記

申請施設			
申請日時	年　月　日　午 前/後　時　分～午 前/後　時　分		
還付理由 (還付率)	(割)		
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円	
申請施設			
申請日時	年　月　日　午 前/後　時　分～午 前/後　時　分		
還付理由 (還付率)	(割)		
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円	
申請施設			
申請日時	年　月　日　午 前/後　時　分～午 前/後　時　分		
還付理由 (還付率)	(割)		
[納付済使用料] 円		[還付金額] 円	

様式第4号の2(第7条関係)～様式第5号(第7条関係)（省略）
様式第6号(第8条関係)

年　　月　　日

特　別　設　備　承　認　申　請　書

足立区長　様

足立区教育委員会　様

使　用　者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

足立区地域学習センター条例第12条により、下記のとおり特別設備をしたいので、許可を申請いたします。

記

使用の　地域学習センターの施設	
使　用　目　的	
特別設備の状況	

設　置　略　図

様式第4号の2(第7条関係)～様式第5号(第7条関係)（現行のとおり）
様式第6号(第8条関係)

年　　月　　日

特　別　設　備　承　認　申　請　書

（提出先）
足立区長　（削除）

足立区教育委員会　（削除）

使　用　者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

足立区地域学習センター条例第12条により、下記のとおり特別設備をしたいので、許可を申請いたします。

記

使用の　地域学習センターの施設	
使　用　目　的	
特別設備の状況	

設　置　略　図

様式第7号(第8条関係)

年　　月　　日

特　別　設　備　承　認　覚　書

足立区長　様

足立区教育委員会　様

使　用　者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

年　　月　　日付で許可のあった特別設備についてはご指示のとおり、地域学習センターに損傷のないように設置するとともに、使用終了後は直ちに撤去し、現状に復します。

もし、ご指示に違反しあるいは　　地域学習センター施設を損傷したときは、すみやかに賠償金を支払うことをお約束いたします。

様式第7号(第8条関係)

年　　月　　日

特　別　設　備　承　認　覚　書

(提出先)
足立区長　(削除)

足立区教育委員会　(削除)

使　用　者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

団 体 名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電　　話＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿

年　　月　　日付で許可のあった特別設備についてはご指示のとおり、地域学習センターに損傷のないように設置するとともに、使用終了後は直ちに撤去し、現状に復します。

もし、ご指示に違反しあるいは　　地域学習センター施設を損傷したときは、すみやかに賠償金を支払うことをお約束いたします。

様式第8号(第9条関係)（省略）
様式第９号(第 12 条関係)

指定管理者指定申請書

平成　　年　　月　　日

足立区教育委員会　様

申請者　所在地
団体名
代表者名　　㊞

下記施設の指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請します。

□指定を受けようとする施設名

備考　次の書類に関連資料を添付してください。
(1)　定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
(2)　法人にあっては、登記簿謄本
(3)　納税証明書
(4)　直近３事業年度の決算書類(申請日の直近３事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類)
(5)　類似施設等管理運営実績資料(様式第 10 号)
(6)　地域学習センター運営事業計画書(様式第 11 号)
(7)　地域学習センターの管理に係る収支計画書(様式第 12 号)
(8)　地域学習センター管理運営費明細書(様式第 13 号)
(9)　社員・従業員等調書(様式第 14 号)
(10)　その他

様式第8号(第9条関係)（現行のとおり）
様式第9号(第12条関係)

指定管理者指定申請書

(削除)　年　　月　　日

(提出先)
足立区教育委員会　(削除)

申請者　所在地
団体名
代表者名　　㊞

下記施設の指定管理者の指定を受けたく関係書類を添えて申請します。

□指定を受けようとする施設名

備考　次の書類に関連資料を添付してください。
(1)　定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
(2)　法人にあっては、登記簿謄本
(3)　納税証明書
(4)　直近３事業年度の決算書類(申請日の直近３事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類)
(5)　類似施設等管理運営実績資料(様式第 10 号)
(6)　地域学習センター運営事業計画書(様式第 11 号)
(7)　地域学習センターの管理に係る収支計画書(様式第 12 号)
(8)　地域学習センター管理運営費明細書(様式第 13 号)
(9)　社員・従業員等調書(様式第 14 号)
(10)　その他

様式第10号(第12条関係)（省略）
様式第11号(第12条関係)

地域学習センター運営事業計画書

団　体　名	―		
代表者名	―	設立年月日	年　月　日
団体所在地	―		
T　E　L	―	F　A　X	―
事務担当者名	―	連絡先 T　E　L	―

＊下記の質問事項(11項目)については、貴社(団体)で考えていることを詳細に記載してください。なるべく資料を添付しないで、できる限り項目の中で記載してください。(行が足りない場合は追加をお願いします)
＊地域体育館の事業計画については、学習センターとあわせて記載してください。

1 施設の管理運営体制についての考えと、指揮命令系統が分かる組織図を各業務の配置人数とともに示してください。

2 生涯学習施設の運営に当たっての取組方針について述べてください。

3 施設の管理運営に当たっての防犯体制(管理上の対策)について述べてください。

4 利用者のトラブル防止策(対処方法)について述べてください。

5 職員研修体制や取り組みについて述べてください。

6 施設の管理運営に当たっての緊急時の体制、対策について述べてください。
(地震、火事、水害等の災害時及び利用者の事故時の対処)

7 施設の管理運営に当たっての個人情報保護対策について述べてください。

8 施設を効率的に管理するに当たり、どのような方策を考えていますか。

様式第10号（第12条関係）（現行のとおり）
【削除】

9 施設の設置趣旨に関して、区民の学習推進事業についてどのような方策を考えていますか。また、生涯スポーツ振興の観点から、どのように利用者のニーズを把握し、サービスに反映させるか述べてください。

10 女性や障害者の就業・雇用に対する配慮について述べてください。

11 次の事例について、対処方法・再発防止策を述べてください。

【スポーツ施設利用の抽選参加受け付けについてのミス】

テニスコートの利用については、希望者が多いため抽選を行っている。抽選への参加はハガキで受け付け、システムに入力し抽選を行うが、ハガキを受け取りながらも入力をし忘れるというミスのため、抽選に参加できなかった利用者がいた。

様式第11号(第12条関係)

地域学習センター運営事業計画書

団　体　名			
代表者名		設立年月日	年　月　日
団体所在地			
電　話		ＦＡＸ	
事務担当者名		連絡先ＴＥＬ	

＊　下記の質問事項及び提案事業について記載して下さい。

1　事業計画

2　施設の運営体制についての考えと、指揮命令系統が分かる組織図を配置人数とともに示してください。

3　危機管理体制

4　利用者意見の反映と満足度の向上

5　個人情報保護対策

6　地域との関係づくり

様式第12号(第12条関係)

地域学習センターの管理に係る収支計画書

申請者　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(単位：千円)

収支区分		内　訳	金　額	備　考
収入合計(A)		—	—	—
項目	管理委託料	—	—	—
	その他の収入	—	—	—
支出合計(B)		—	—	—
項目	人件費	—	—	—
	事務費	—	—	—
	管理維持費	—	—	—
収支(A)−(B)		—	—	—

※　年度分の収支を作成してください。

※　項目順に別紙に記載してもかまいません。

【削除】

様式第12号（第12条関係）

地域学習センターの管理に係る収支計画書

団　体　名			
所　在　地			
代表者氏名			
電　　話		FAX	
事務担当者名		電　話	

1　収入　　（単位：千円）

項目	科目（内容・内訳）	金　額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）		
その他の収入			
収入計（A）			

2　支出　　（単位：千円）

項目	科目（内容・内訳）	金　額	備考
人件費			
事業費			
事務費（管理費）			
支出計（B）			
収支（C）＝（A）－（B）			

※　指定管理期間について、各年度分を作成してください。
※　項目順に別紙に記載してもかまいません。

様式第13号(第12条関係)

地域学習センター管理運営費明細書

申請者　所在地
団体名
代表者名

(単位：千円)

業務内容	内容等(単価、人数、回数等)	金　額	備　考
1 施設維持運営経費			
小 計			
2 総合受付案内業務			
小 計			
3 事業運営、支援運営経費			
小 計			
4 施設管理経費			
小 計			
5 その他経費			
小 計			
1+2+3+4+5 総合計			
(内消費税)			

※　内容等については、別紙に記載してもかまいません。

【削除】

様式第13号(第12条関係)

地域学習センター管理運営費明細書

申請者　所在地
団体名
代表者名

(単位：千円)

業務内容	内容等(単価、人数、回数等)	金　額	備　考
1施設維持運営経費			
小 計			
2総合受付案内業務			
小 計			
3事業運営、支援運営経費			
小 計			
4施設管理経費　※機器の保守点検ごとに金額を記載してください。			
小 計			
5その他経費			
小 計			
1+2+3+4+5総合計			
(内消費税)			

※　指定管理期間について、各年度分を作成してください。
※　内容等については、別紙に記載してもかまいません。

様式第14号(第12条関係)

社員・従業員等調書

申請者　所在地
団体名
代表者名

(1)総括責任者

(2)社員・従業員数

職種等		人数	職種等		人数
正規			臨時・パート・派遣等		
	合計			合計	
				全体合計	

(3)資格者名簿

番号	氏名	資格名称	認定団体	資格者証交付番号	取得年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

※防火管理者、社会教育等に関する有資格者等を記入してください。
※資格を証明するものの写しを添付してください。(総括責任者候補は必須)
※履歴書を添付してもかまいません。

【削除】

(4)スタッフの採用基準

○正社員について

—

○アルバイトについて

—

(5)社員教育の内容・体制

—

様式第14号（第12条関係）

年　月　日

社員・従業員等調書

申請者　所　在　地
　　団　体　名
　　代表者氏名

1　統括責任者

2　社員・従業員数

	職　種　等	人数		職　種　等	人数
正規			臨時・パート・派遣等		
	合計			合計	
				総合計	

3　資格者名簿

番号	氏名	資格名称	認定団体	資格者証交付番号	取得年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※防火管理者、社会教育等に関する有資格者等を記入してください。
※資格を証明するものの写しを添付してください。
※統括責任者の候補者は経歴書を添付してください。

4　スタッフの採用基準

（1）正社員について

（2）アルバイトについて

（3）社員教育の内容・体制

様式第15号(第13条関係)

平成　　年　　月　　日

指定管理者指定通知書

申請者　主たる事務所の所在地
法人(団体)の名称
代表者の氏名

足立区教育委員会

平成　　年　　月　　日付で申請のありました　　地域学習センターの指定管理者の指定について、足立区地域学習センター条例施行規則第13条の規定により下記のとおり通知します。

記

1　指定管理者名

2　管理を行う施設の名称・所在地

3　指定期間　　平成　　年　　月　　日から
　　平成　　年　　月　　日まで

様式第15号(第13条関係)

(削除)　　年　　月　　日

指定管理者指定通知書

申請者　主たる事務所の所在地
法人(団体)の名称
代表者の氏名

足立区教育委員会

(削除)　　年　　月　　日付で申請のありました　　地域学習センターの指定管理者の指定について、足立区地域学習センター条例施行規則第13条の規定により下記のとおり通知します。

記

1　指定管理者名

2　管理を行う施設の名称・所在地

3　指定期間　　(削除)　　年　　月　　日から
　　(削除)　　年　　月　　日まで

第１２号議案

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成３１年３月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成２３年足立区教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表第１延長保育の部に次のように加える。

同	興本保育園
同	竹の塚北保育園
同	五反野保育園

別表第１一時延長保育の部に次のように加える。

同	興本保育園
同	竹の塚北保育園
同	五反野保育園

別表第１年末保育の部同第二日ノ出町保育園の項を削り、同表一時保育の部足立区立あやせ保育園の項を削り、同部同本木保育園の項中「同」を「足立区立」に改め、同部同五反野保育園の項、同花畑保育園の項、同東栗原保育園の項、同沼田保育園の項及び同第二日ノ出町保育園の項を削る。

付　則

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

（提案理由）

第二日ノ出町保育園の民営化等に伴い、別表を改正する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第１２号議案説明資料

平成３１年３月１５日

<table>
<tr><td>件　　名</td><td>足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</td></tr>
<tr><td>所管部課名</td><td>子ども家庭部子ども施設運営課</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td>足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成２３年足立区教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

１　改正理由
第二日ノ出町保育園の民営化等に伴い、同規則の別表を改正する必要があるため。

２　改正内容　（別紙新旧対照表参照）
別表第１延長保育の部に次のように加える。
<table><tr><td>同</td><td>興本保育園</td></tr><tr><td>同</td><td>竹の塚北保育園</td></tr><tr><td>同</td><td>五反野保育園</td></tr></table>別表第１一時延長保育の部に次のように加える。
<table><tr><td>同</td><td>興本保育園</td></tr><tr><td>同</td><td>竹の塚北保育園</td></tr><tr><td>同</td><td>五反野保育園</td></tr></table>別表第１年末保育の部同第二日ノ出町保育園の項を削り、同表一時保育の部足立区立あやせ保育園の項を削り、同部同本木保育園の項中「同」を「足立区立」に改め、同部同五反野保育園の項、同花畑保育園の項、同東栗原保育園の項、同沼田保育園の項及び同第二日ノ出町保育園の項を削る。</td></tr>
<tr><td>今後の方針</td><td>施行年月日　　平成３１年４月１日</td></tr>
</table>

足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則　新旧対照表

別　紙

改正前	改正後
第1条から第36条　（省　略）	第1条から第36条　（現行のとおり）
別表第１（第１５条関係）	別表第１（第１５条関係）（中略）
延長保育　足立区立青井保育園	延長保育　足立区立青井保育園
（省略）	（現行のとおり）
同　上沼田保育園	同　上沼田保育園
	同　興本保育園
	同　竹の塚北保育園
	同　五反野保育園
一時延長保育　足立区立やよい保育園	一時延長保育　足立区立やよい保育園
（省略）	（現行のとおり）
同　新田三丁目なかよし保育園	同　新田三丁目なかよし保育園
	同　興本保育園
	同　竹の塚北保育園
	同　五反野保育園
年末保育　足立区立中央本町保育園	年末保育　足立区立中央本町保育園
同　第二日ノ出町保育園	（削除）
同　伊興大境保育園	同　伊興大境保育園
一時保育　足立区立あやせ保育園	一時保育　（削除）
同　本木保育園	足立区立本木保育園
同　五反野保育園	（削除）
同　上沼田保育園	同　上沼田保育園
同　緑町保育園	同　緑町保育園
同　花畑保育園	（削除）
同　東栗原保育園	（削除）

改正前	改正後
同　　中央本町保育園 （省略） 同　　東花畑保育園 同　　沼田保育園 同　　中島根保育園 （省略） 同　　加賀保育園 同　　第二日ノ出町保育園	同　　中央本町保育園 （現行のとおり） 同　　東花畑保育園 （削除） 同　　中島根保育園 （現行のとおり） 同　　加賀保育園 （削除） 付　則 この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

教　育　委　員　会　報　告

平成３１年3月１５日

件　　名	教科書センターの移転について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	現在、こども支援センターげんき内に設置している教科書センターは、施設内での事務室等の確保のため、移転を求められている。そのため、別紙協定書のとおり取り決め、教科書センターを下記のとおり中央図書館へ移転する。 記 1　移転年月日 平成３１年４月１日（月） 2　移転する教科書 （1）足立区で採択され、現在小・中学校で使われている教科書 （2）直近の採択の対象となった小・中学校の教科書 （3）現行の学習指導要領のもとで、足立区で採択され、小・中学校で使用された教科書 3　移転までのスケジュール ・　３月中に協定締結後、中央図書館へ教科書搬入。 ・　教育委員会報告後、ホームページで移転について周知を行う。 ・　４月１日（月）に中央図書館で教科書センター業務開始。
今後の方針	新たに採択が行われた場合は、教育指導課より対象本を送付する。 平成３１年度は、小学校全教科の採択が行われる。

別　紙

教科書センターの業務の一部委託に関する協定書

教育委員会教育指導部長（以下甲）と地域のちから推進部長（以下乙）は教科書センターの運営に関して以下のとおり取り決め、業務を行うものとする。

第１条　教科書センターの設置及び管理

甲は教科書センターを設置し管理運営する。

第２条　教科書センターの設置場所および業務

（１）甲は乙と協議の上、教科書センターを中央図書館に設置する。

（２）甲は教科書センターの業務の一部(保管と閲覧)を乙に委託する。

第３条　保管する教科用図書

（１）足立区で採択され現在小・中学校で使われているすべての教科用図書

（２）直近の採択の対象となった小・中学校の教科用図書

（３）現行の学習指導要領のもとで、足立区で採択され、小・中学校で使用された教科用図書

第４条　閲覧業務

（１）乙は中央図書館の通常業務の範囲内で利用者に第３条で定めた教科用図書の閲覧を行う。

（２）教科用図書の貸出は行わない。

（３）乙は閲覧の申請件数を記録し、甲に年次報告する。

第５条　教科用図書の更新、入替に係わる業務

（１）新たに採択、又は採択の対象になった教科用図書の準備、中央図書館への搬入は甲が行う。

（２）搬入時期は事前に甲、乙協議のうえ、決定する。

（３）新たに搬入を行う教科用図書のリストは甲が乙と協議の上作成する。

（４）新たな教科用図書の採択、又は学習指導要領の改訂により、保管の対象外となった教科用図書の除籍、処分は乙が行う。

（５）甲は学習指導要領の改訂が行われた場合、乙にその旨を通知する。

第６条　協定の期間

本協定は平成３１年４月１日から１年間とし、変更等がない場合は自動更新とする。

第７条　その他

（１）乙は保管されている以外の教科用図書についての閲覧希望があった場合は、教科書図書館（江東区教科書研究センター内）を案内する。
案内に必要な資料は甲が準備する。

（２）この協定書に定めのない事項は、甲乙協議の上決定する。

平成３１年　月　　日

（甲）教育委員会教育指導部長　荒井　広幸

（乙）地域のちから推進部長　　秋生　修一郎

中央図書館での教科書の保管場所

・１階閉架書庫には以下の全ての教科書を保管する。（下図★印）
①足立区で採択され現在小・中学校で使われているすべての教科書
②直近の採択の対象となった小・中学校の教科書
③現行の学習指導要領のもとで、足立区で採択され、小・中学校で使用された教科書
・利用者からの申請により、閉架書庫から教科書を取り出し閲覧を行う。
（閲覧のみ。貸出不可。）

〈中央図書館１階館内配置図〉

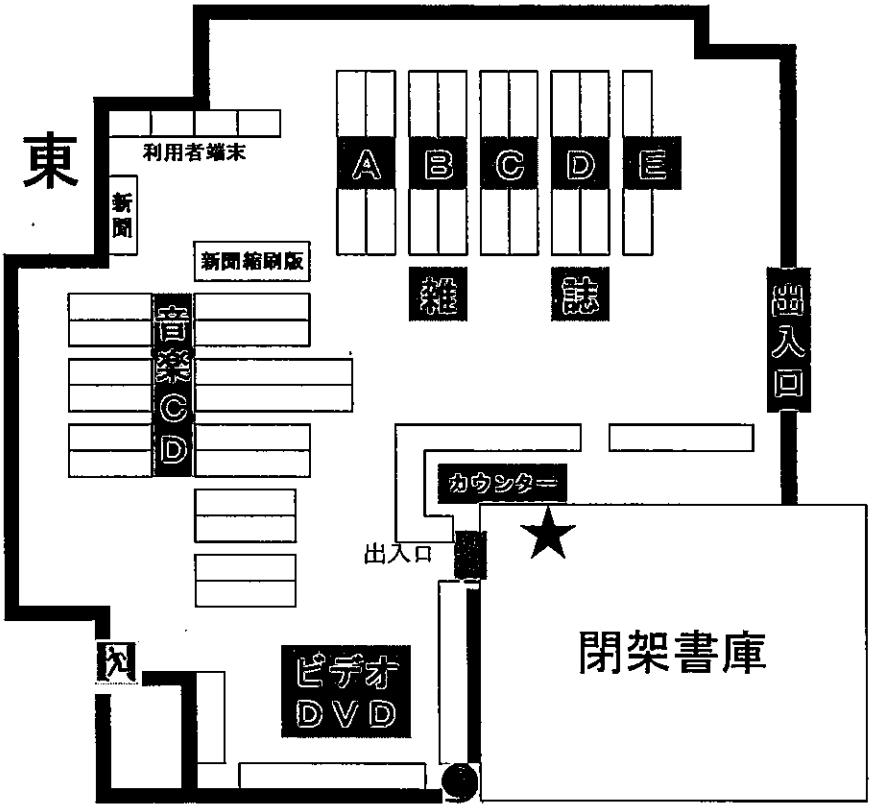

・２階児童コーナーでは、現在使用されている教科書を展示する。
（閲覧のみ。貸出不可。）

〈中央図書館２階館内配置図〉

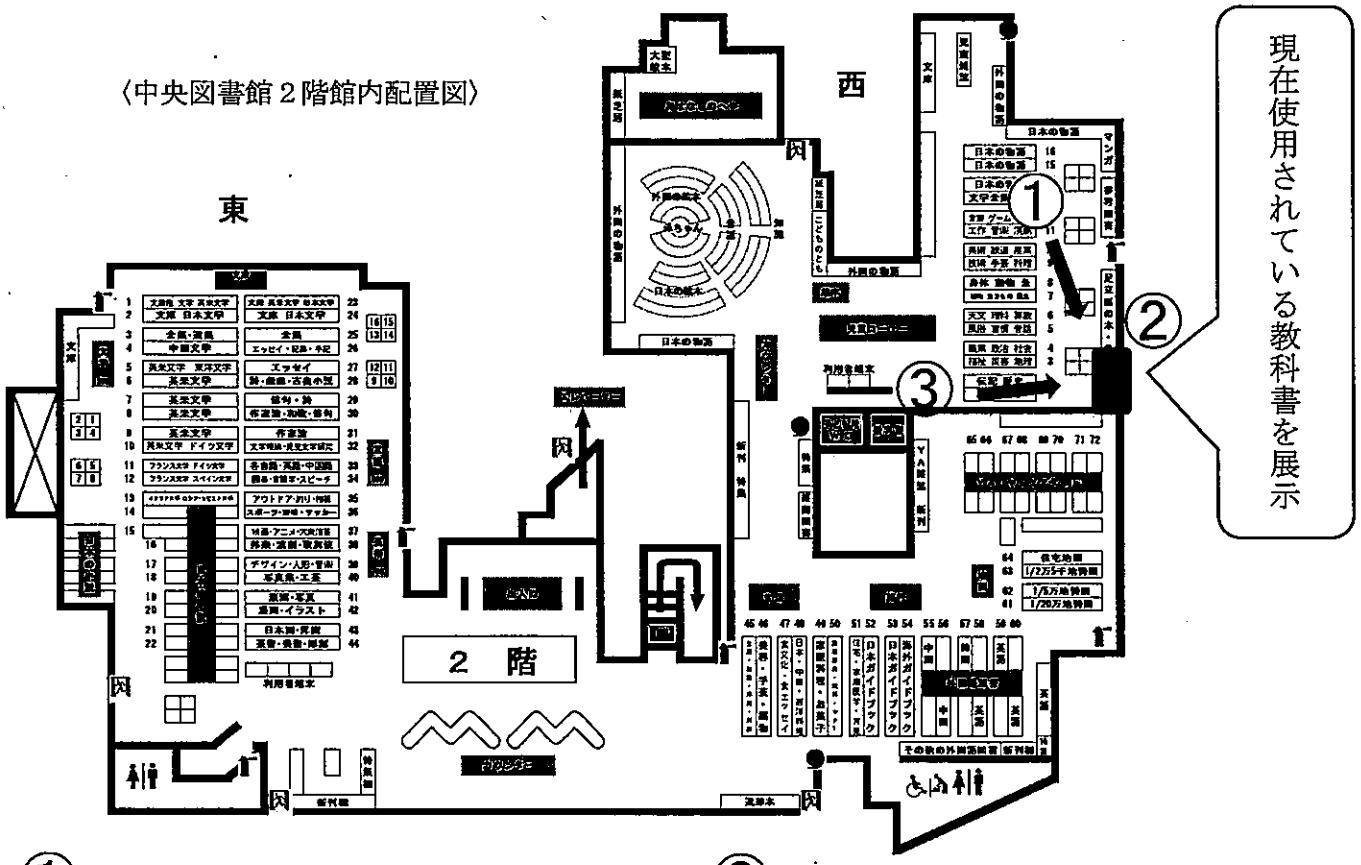

①

②

③

教　育　委　員　会　報　告

平成３１年３月１５日

件　　名	「東京２０２０算数ドリル２０１９年度版」の配布について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	東京２０２０組織委員会より、「東京２０２０算数ドリル２０１９版」の配布等に関する通知があったため、以下のとおり報告する。 １　「東京２０２０算数ドリル２０１９版」について （１）概要 東京２０２０算数ドリル２０１９年度版Ａ巻（オリンピック版） 東京２０２０算数ドリル２０１９年度版Ｂ巻（パラリンピック版） （２）対象 東京都内全公立小学校　１２７３校　第６学年 （３）ドリルの構成 問題を解くことでその競技や選手への関心を高める構成 ・　Ａ巻：オリンピック競技に関する数字を活用した問題 ・　Ｂ巻：パラリンピック競技に関する数字を活用した問題 ２　平成３１年度「東京２０２０算数ドリル」実践学習会 （１）概要 ・「東京２０２０算数ドリル」を実践学習会開催校の授業に活用する。 ・オリンピアンやパラリンピアン等が来校し、実技を交えた「体育のような算数授業」を開催する。 （２）対象 東京都内公立小学校（１５校～２０校で開催予定） ※足立区では、１校での開催が決定。 （３）実施時期 ２０１９年４月～２０２０年３月 ※足立区では、２０１９年１２月に足立区立千寿本町小学校において実施予定。 （４）足立区開催予定競技 バレーボール（派遣アスリートは未定）
今後の方針	・「東京２０２０算数ドリル」は、３月下旬から４月上旬の間に全小学校に配布される予定である。

別紙

東京 2020 算数ドリル 2019 年度 A 巻（オリンピック版）

【表紙】

【問題】

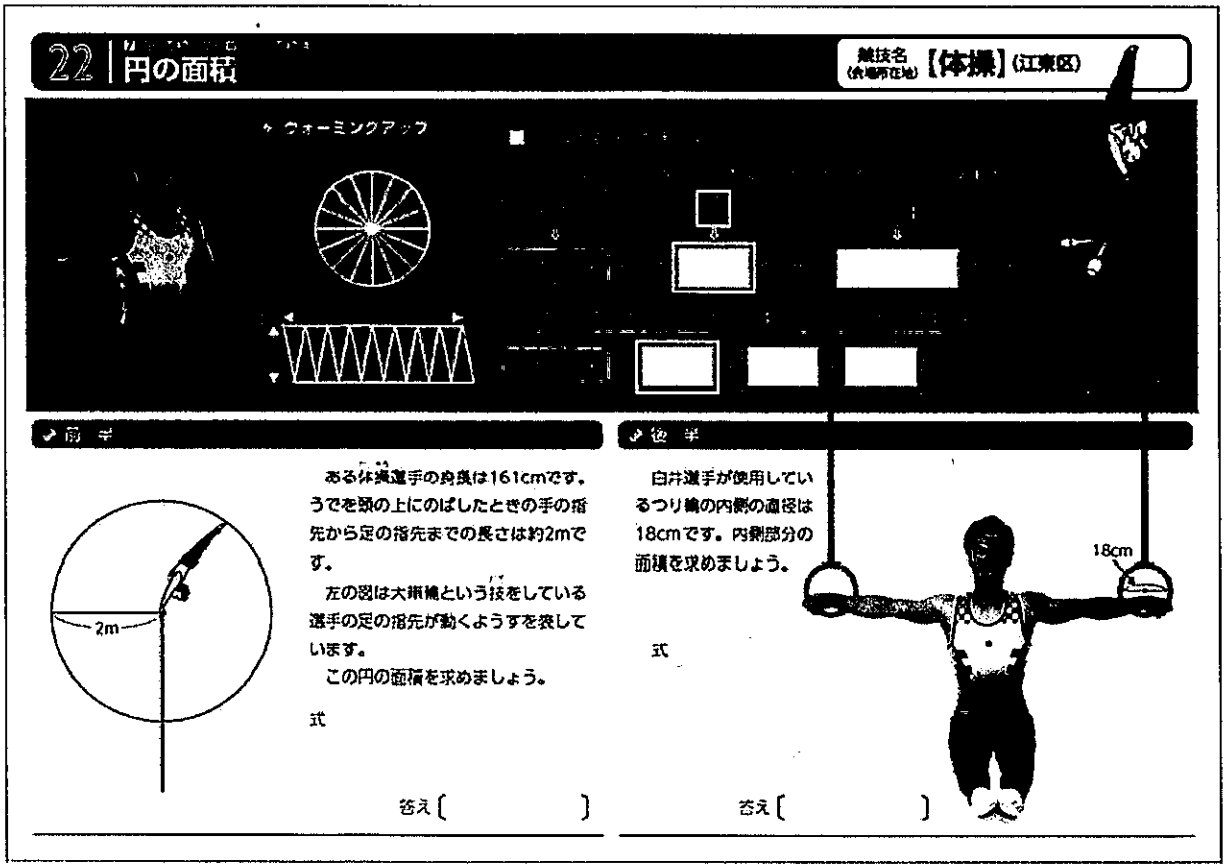

22 円の面積

競技名（会場所在地）【体操】（江東区）

ウォーミングアップ

前半

ある体操選手の身長は161cmです。うでを頭の上にのばしたときの手の指先から足の指先までの長さは約2mです。

左の図は大車輪という技をしている選手の足の指先が動くようすを表しています。

この円の面積を求めましょう。

式

2m

答え［　　］

後半

白井選手が使用しているつり輪の内側の直径は18cmです。内側部分の面積を求めましょう。

式

18cm

答え［　　］

※画像は現在作成中のものです。

東京 2020 算数ドリル 2019 年度 B 巻（パラリンピック版）

【表紙】

【問題】

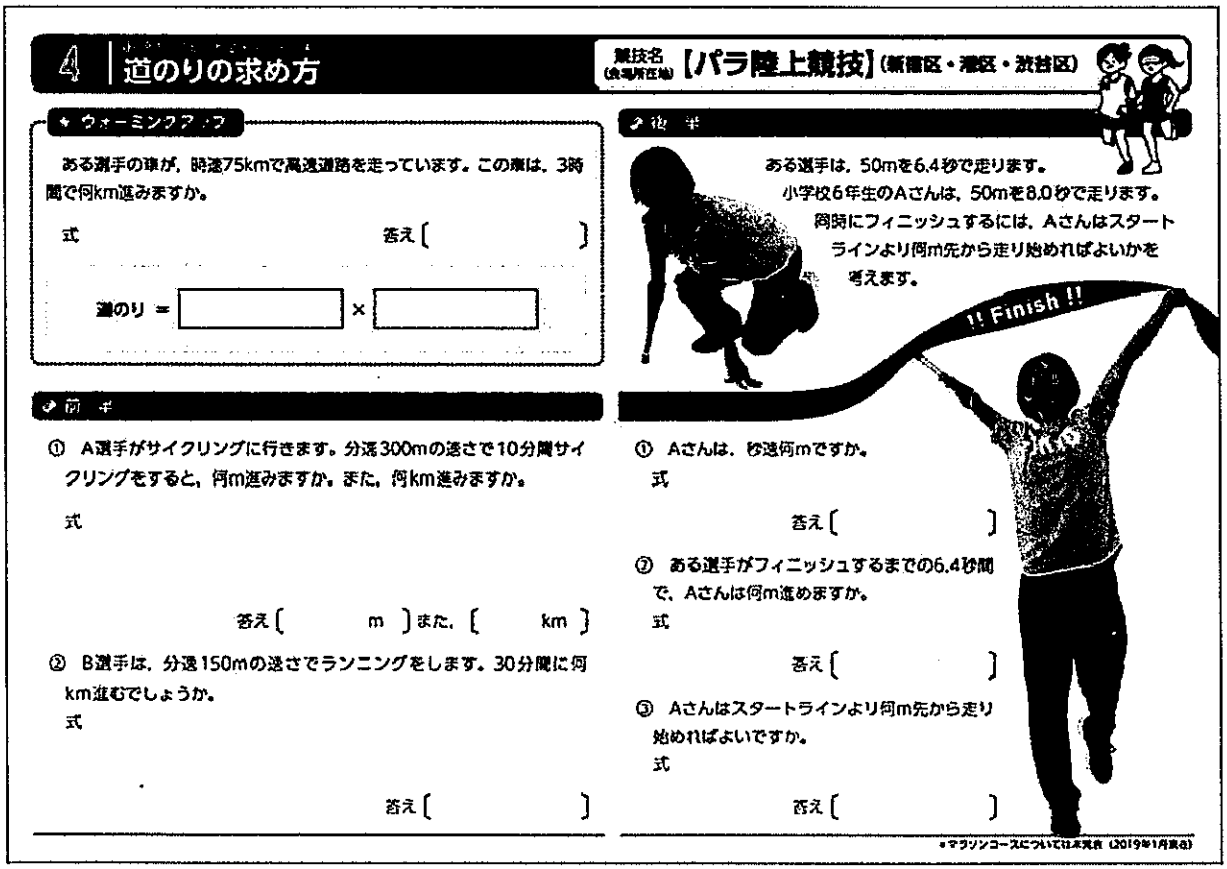

4 道のりの求め方

競技名（会場所在地）【パラ陸上競技】（新宿区・港区・渋谷区）

◆ウォーミングアップ

ある選手の車が，時速75kmで高速道路を走っています。この車は，3時間で何km進みますか。

式　　答え（　　）

道のり ＝ □ × □

◆後半

ある選手は，50mを6.4秒で走ります。
小学校6年生のAさんは，50mを8.0秒で走ります。
同時にフィニッシュするには，Aさんはスタートラインより何m先から走り始めればよいかを考えます。

!! Finish !!

◆前半

① A選手がサイクリングに行きます。分速300mの速さで10分間サイクリングをすると，何m進みますか。また，何km進みますか。

式

答え（　　m ）また，（　　km ）

② B選手は，分速150mの速さでランニングをします。30分間に何km進むでしょうか。

式

答え（　　）

① Aさんは，秒速何mですか。

式

答え（　　）

② ある選手がフィニッシュするまでの6.4秒間で，Aさんは何m進めますか。

式

答え（　　）

③ Aさんはスタートラインより何m先から走り始めればよいですか。

式

答え（　　）

＊マラソンコースについては未発表（2019年1月現在）

※画像は現在作成中のものです。

教　育　委　員　会　報　告

平成３１年３月１５日

件　　名	平成３１年４月１日付教育管理職異動内示について
所管部課名	教育指導部教育指導課
内　　容	東京都教育委員会から校長及び副校長の異動内示があり、３月８日学校長に対し電話連絡を行ったので報告する。（内示は本人止まり）

記

1　小学校

種　　別	校　長	副校長
再任用	１３名	１名
内転（区内での異動）	８名	９名
現副校長・主幹教諭からの区内昇任	４名	３名
現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	５名	５名
現校長・副校長で区外からの転入	１名	５名
合　　計	３１名	２３名

【参考】

区外へ転出　（ ）は昇任者	５名	１７（１１）名
退職	４名	２名

2　中学校

種　　別	校　長	副校長
再任用	１０名	３名
内転（区内での異動）	５名	９名
現副校長・主幹教諭からの区内昇任	２名	１名
現副校長・主幹教諭からの昇任で区外からの転入	１名	１名
現校長・副校長で区外からの転入	１名	１名
合　　計	１９名	１５名

【参考】

区外へ転出　（ ）は昇任者	２名	３（３）名
区外へ転出降任	０名	１名
退職	３名	０名

今後の方針	・　４月１日（月）辞令伝達を行う。

教　育　委　員　会　報　告

平成３１年3月１５日

件　　名	区立中学校における事故に関する損害賠償について
所管部課名	学校運営部学校施設課
内　　容	区立栗島中学校で発生した下記の事故について、示談が成立したので報告する。 記 １　事故発生日時 平成３０年１０月１日午前３時頃 ２　事故発生場所 区立栗島中学校東門前道路（補助第２５６号線） ３　被害者 足立区栗原在住者 ４　事故の概要 区立栗島中学校東側に隣接する一方通行道路を被害者が自家用車で走行した際、台風２４号の暴風によって本件道路まであおられた同校の防球ネットが当該車両に接触し、左後方の窓及び車体に傷がついた。 ５　示談成立日 平成３１年2月１４日 ６　示談の内容 区は、被害者に対し、当該車両の修理費用として１９０，４１１円を支払う。
今後の方針	本件事故が特別区自治体総合賠償責任保険の対象となるか否かについて、区顧問弁護士において保険会社と協議中である。

教育委員会情報連絡

平成３１年３月１５日

件　　名	特定教育・保育施設の利用定員の確認について
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課
内　　容	以下の私立幼稚園から特定教育・保育施設の確認申請があったため、利用定員を定めるにあたり子ども・子育て支援法第３１条第２項に基づき、３月２０日（水）に予定される子ども支援専門部会にて意見を聴取することを報告する。

（参考）子ども・子育て支援法　第３１条
２　市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

１　施　設　名　　城北幼稚園
２　設　置　者　　学校法人日の子学園
３　施設所在地　　足立区足立四丁目１７番１号
４　確認予定年月日　　平成３１年４月１日
５　幼稚園認可定員　　１４０人
６　利用定員（案）　　１２０人（１号認定子ども１２０人）

満３歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
６人	３８人	３８人	３８人	１２０人

特定教育・保育施設としての幼稚園の利用定員は、幼稚園認可定員の枠内で、最近の実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえて設定することとされている。

最近３年間の利用実績（各年５月１日現在）

	満3歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
平成３０年度	１人	３５人	２６人	２３人	８５人
平成２９年度	－	２６人	２６人	３４人	８６人
平成２８年度	－	２８人	３４人	４４人	１０６人

区内では平成２７年度以降、「教育」の量の見込みに対する供給量が十分に確保されており、認可定員より少なく利用定員を設定することに関して、区民への影響は生じない。

なお、当該園は平成２３年１１月に東京都より学校法人認可を受けており、特定教育・保育施設の確認にあたり求められる幼稚園認可基準・運営基準を満たしている。

今後の方針	今後も園と意思疎通を図りながら、利用実績等を考慮のうえ適切な利用定員の設定に努めていく。

教育委員会情報連絡

平成３１年３月１５日

件　　名	私立認定こども園の利用定員の内訳変更について
所管部課名	子ども家庭部子ども政策課

内　　容

以下の認定こども園から、次年度の園児数見込みに合わせた利用定員の内訳変更申請があったため報告する。

なお、変更年月日はいずれも平成３１年４月１日の予定である。

1　杉の子幼稚園（個人立）

変更前

	満３歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
１号	２４人	１００人	１１０人	１００人	３３４人
２・３号	６人	２０人	３０人	３０人	８６人
合計	３０人	１２０人	１４０人	１３０人	４２０人

変更後

	満３歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
１号	２４人	８０人	１１０人	１００人	３１４人
２・３号	６人	４０人	３０人	３０人	１０６人
合計	３０人	１２０人	１４０人	１３０人	４２０人

2　キャッツ（学校法人千葉学園）

変更前

	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
１号	－	－	１４人	１３人	１４人	４１人
２・３号	６人	９人	１１人	９人	９人	４４人
合計	６人	９人	２５人	２２人	２３人	８５人

変更後

	１歳児	２歳児	３歳児	４歳児	５歳児	合計
１号	－	－	１３人	１７人	１１人	４１人
２・３号	６人	９人	１２人	８人	９人	４４人
合計	６人	９人	２５人	２５人	２０人	８５人

【1 号】3 歳以上の教育標準時間認定
【2 号】3 歳以上の保育（標準または短※）時間認定
【3 号】3 歳未満の保育（標準または短※）時間認定
（※保育標準時間 11 時間利用・保育短時間 8 時間利用）

今後の方針

今後も園と意思疎通を図りながら、利用実績等を考慮のうえ適切な利用定員の設定に努めていく。

教育委員会情報連絡

平成３１年３月１５日

件　　名	「第１０回あだち子ども百人一首大会」実施結果について
所管部課名	子ども家庭部青少年課
内　　容	1　日　時　　平成３１年３月２日（土） 小学生の部　9：30～13：00 中学生の部　13：20～16：30 2　会　場　　総合スポーツセンター 3　対戦方法　学校代表３人１組の源平戦及び個人戦 4　対象・参加者数 小学校　６８校（７２チーム）２８４人 中学校　３５校（４０チーム）１６０人 5　対戦結果

順位	小学生の部		中学生の部	
	源平戦	個人戦	源平戦	個人戦
優勝	栗原北Ｂ	宮城(6年)	新田	第十四(1年)
準優勝	花保	渕江(6年)	蒲原Ａ	第十二(2年)
第三位	東渕江	千寿第八(6年)	東綾瀬Ａ	第四(2年)
敢闘賞	竹の塚 栗原北Ａ 新田 長門 保木間Ａ 栗原	栗原北(6年) 宮城(6年) 長門(6年) 栗原(4年) 東綾瀬(6年) 六木(6年)	第十四 第十	第七(1年) 蒲原(2年)

6　協力団体
一般社団法人全日本かるた協会・足立区青少年委員会

今後の方針	

教育委員会情報連絡 事業実施報告（２月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（8回）	新田地域学習センター他	15人
	毎週火・金曜日（8回）	関原の森	0人
	毎週水曜日（4回）	東京未来大学福祉保育専門学校	0人
	第1土曜日	佐野住区センター	0人
	第2･4土曜日	神明住区センター	12人
科学工作講座	3日（日）	ギャラクシティ	13人
あだち日曜教室	10日（日）	ギャラクシティ	38人
ｼﾞｭﾆｱﾘｰﾀﾞｰｽｰﾊﾟｰ研修会	10日（日）	ギャラクシティ	24人
アートボランティア	16日（土）	ギャラクシティ	72人
星空観察講座	16日（土）	ギャラクシティ	19人
科学ブロック講座	16日（土） 17日（日） 23日（土） 24日（日）	ギャラクシティ	3人 9人 14人 16人
ﾛﾎﾞｯﾄ講座	17日（日） 24日（日）	ギャラクシティ	15人 18人
指導者養成講座	21日（木）	ギャラクシティ	12人

教育委員会情報連絡 事業実施予定（３月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定者数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9回）	新田地域学習センター他	30人
	毎週火・金曜日（9回）	関原の森	10人
	毎週水曜日（4回）	東京未来大学福祉保育専門学校	5人
	第1土曜日	佐野住区センター	5人
	第2･4土曜日	神明住区センター	10人
あだち子ども百人一首大会	2日（土）	総合スポーツセンター	444人
科学ブロック講座	9日（土） 10日（日）	ギャラクシティ	各10人
あだち日曜教室	10日（日）	ギャラクシティ	50人
あそびのフリマ	16日（土） 23日（土）	ギャラクシティ	100人 30人
紙芝居講座	19日（火）	ギャラクシティ	10人
キャンプの達人になろう上級者向け講座	23日（土） 24日（日）	宮城ゆうゆう公園少年キャンプ場	20人

行事実施結果（２月１日～２月２８日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	参加人数
放課後子ども教室体験プログラム（第７回・第８回） 「将棋教室」	2/7（木） 2/21（木）	中島根小学校	14名 6名
放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」	2/12/（火） 2/18（月） 2/25（月） 2/26（火）	鹿浜五色桜小学校 関原小学校 桜花小学校 渕江第一小学校	17名 15名 15名 30名
放課後子ども教室体験プログラム 「フラッグ鬼ごっこ」	2/13（水） 2/20（水）	千寿桜小学校 千寿双葉小学校	35名 30名
放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート＆楽器体験」	2/13（水）	島根小学校	23名
放課後子ども教室体験プログラム 「おはじきサッカー」	2/13（水）	新田小学校	12名
放課後子ども教室体験プログラム 「どうぶつしょうぎ教室」	2/19（火）	渕江小学校	18名
放課後子ども教室体験プログラム 「ビブリオバトル」	2/20（水）	中川北小学校	7名
放課後子ども教室体験プログラム リサイクル工作「お手玉を作ろう」	2/28（木）	弘道小学校	39名
「新任スタッフ向け　安全管理講習会」（第３回）	2/28（木） 10：00～11：30	生涯学習センター	15名
足立ジュニア吹奏楽団「ブラスキッズ」 活動予定日 1/26、2/2、2/23、3/9、3/23 各（土） ※定期演奏会出演日 3/24(日)14:00～16:00　西新井文化ホール	2/2、2/23（土） 10：00～12：00	島根小学校	26名
足立ジュニア吹奏楽団　練習見学会・ガイダンス 対象：新小学４～６年生	2/2(土) 14:00～15:00	島根小学校	7名
足立吹奏楽団第40回定期演奏会　結成40周年記念 ゲスト：白石光隆氏（ピアノ）	2/17(日) 14:00 開演	西新井文化ホール	555名
あだちアートリンクカフェミートアップ 2019 アート領域の「異業種交流会」	2/22(金) 19：00～20：30	P-KUN　CAFE 内 FUN ルーム北千住	53名
足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 主催：島根小開かれた学校づくり協議会 「もちつき大会」	2/23(土) 9：45～10：15	島根小学校	300名
「読み語りキャラバン隊」活動連絡会 対象:今年度読み語りキャラバン隊加入者・自主グループ 内容:活動方針・活動方法等の共有と情報交換	2/21(木) 10：00～12：00	生涯学習センター	14名
あそびで子どものカラダが変化する 「楽しい運動あそび講習会」～あそびで育む運動能力～	2/24(日) 10：00～12：00	生涯学習センター	48名

行事実施予定（３月１日～３月３１日）

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

事業名	日時	会場	予定人数
放課後子ども教室体験プログラム 「ハンズヒントクラブ冬の工作」	3/6（水）	弥生小学校	40 名
放課後子ども教室体験プログラム 「ロボットプログラミング教室」	3/8（金）	千寿本町小学校	30 名
コンサート in ミュージアム　昭和の家＜平田邸＞	3/3(日) 14：00～15：15	昭和の家 ＜平田邸＞	50 名
足立ジュニア吹奏楽団「ブラスキッズ」 対象：小学１～3 年生 ※足立ジュニア吹奏楽団定期演奏会に「ブラスキッズ」として出演 3/24(日)14:00～16:00　西新井文化ホール	①3/9、3/23(土) 10：00～12：00 ②3/24(日) 11：00～12：00	①島根小学校 ②西新井文化ホール	50 名
アウトリーチコンサート in こども食堂いちか	3/21(木) 12：15～13：00	押皿谷住区センター	30 名
足立ジュニア吹奏楽団第 29 回定期演奏会	3/24(日) 14:00～16:30	西新井文化ホール	400 名
「子ども学講座」Ⅱ　＜２日制＞	3/5(火) 3/20(水) 10:00～12:00	生涯学習センター	30 名
「読み語りキャラバン in 東伊興生活館」	3/8(金) 11:00～11:40	東伊興生活館 (児童館)	50 名
子どもと本をつなぐ 「放課後読書支援サポーター講習会」	3/27(水) 10:00～12:00	生涯学習センター	20 名

別添

教　育　委　員　会　報　告

平成３１年３月１５日

件　　名	児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検等について
所管部課名	こども支援センターげんきこども家庭支援課
内　　容	内閣府、文部科学省及び厚生労働省連名の標記の事務連絡が、都教育庁、福祉保健局等の各関係課長経由で区の各担当所管課にあった。 関係所管で点検等を行った状況について報告する。 １　緊急点検等の概要 （１）学校・幼稚園・保育園等による在籍児童の緊急点検 ・公立小中学校、幼稚園、保育所等に在籍している児童、児童発達支援等サービスを利用している児童のうち、2/1～2/14まで、一度も登校・登園しない児童について、家庭訪問等により面会する。 （２）児童相談所とこども家庭支援課による虐待ケースの緊急安全確認 ・虐待を主訴とした在宅指導中のケースについて、直接面接または関係機関による安全確認を実施する。 ２　点検結果 （１）学校・幼稚園・保育園等による在籍児童の緊急点検

	対象児童数	会えなかった児童数
小学校	２９	１６
中学校	８８	３３
保育園	２５	１０
幼稚園	7	0
障がい児施設	１０	0

（会えなかった児童の状況例）
・不登校等の状況にあり継続的にアプローチしている児童
・海外へ出国している児童

（２）こども家庭支援課による虐待ケースの緊急安全確認

	対象児童数	確認できなかった児童数
こども家庭支援課	３４４	8

（確認できなかった児童への対応状況）
・医療支援につなげる予定の児童　１名
・所在調査中の児童　４名
・継続してアプローチ中の児童　３名

今後の方針	会えなかった児童へのアプローチを継続するとともに、特段の配慮が必要な児童には、医療支援などにつなげるべく対応していく。